

衆議院 第百九十六回国会 農林水産委員会 議録 第十四号

(一四三)

平成三十年五月十五日(火曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 伊東 良孝君

理事 坂本 哲志君

理事 伊藤信太郎君

理事 福山 守君

理事 緑川 貴士君

理事 池田 道孝君

理事 稲田 朋美君

理事 加藤 寛治君

理事 神谷 昇君

理事 木村 次郎君

理事 小寺 裕雄君

理事 高木 厚君

理事 藤原 崇君

理事 野中 啓君

理事 三浦 靖君

理事 寺田 學君

理事 小川 良介君

理事 上月 厚君

理事 三浦 啓君

理事 高木 錬太郎君

理事 森 夏枝君

理事 金子 恵美君

理事 江田 康幸君

理事 後藤 祐一君

理事 山本 拓君

理事 神谷 裕君

理事 高木 錬太郎君

理事 三浦 靖君

理事 大河原雅子君

農林水産大臣政務官
農林水産大臣官房審議
政府参考人

(農林水産省食料産業局長) 井上 宏司君

同日 辞任

神谷 升君

三谷 英弘君

同日 辞任

青山 大人君

同日 辞任

古川 康君

同日 辞任

後藤 隆君

同日 辞任

鈴木 憲和君

同日 辞任

佐藤 英道君

同日 辞任

泉田 裕彦君

同日 辞任

上杉謙太郎君

同日 辞任

金子 俊平君

同日 辞任

細田 健一君

農業者戸別所得補償制度の復活に関する請願
(金子恵美君紹介)(第一二六九号)
は本委員会に付託された。

○伊東委員長 これより会議を開きます。
本案審査のため、本日、政府参考人として農林水産大臣官房審議官小川良介君、食料産業局長井上宏司君、生産局長枝元真徳君、経営局長大澤誠君、農村振興局長荒川隆君及び政策統括官柄澤彰君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○伊東委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

○伊東委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申出がありますので、順次これを許します

す。細田健一君。

○細田(健)委員 先生方、おはようございます。
改めまして、質問の機会をいただきましたこと

を、委員長を始め理事の先生方に心から御礼を申し上げます。また、齋藤大臣、こういう形で質問をさせていただくこと、本当に感慨深いものがございます。

もともと私は、一〇一〇年に当時の齋藤健事務所に政策秘書として採用していただきたというの

がこの世界に足を踏み入れるきっかけでございました。本当にいい経験をさせていただいたと思ってます。

もともと私は、一期生ながら環境部会長を務められて、私も政審の会議なんかに同行させていただきました。改めて、貴重な御指導を当時からいただいていることに、心から御礼を申し上げたいといふふうに思つております。

やや蛇足ながら、今、齋藤大臣のことで、農水省の方、本当に大変だと思いますけれども、ただ、これは本当に意味のある大変さだと思います。

當時、齋藤議員は、自民党が野党のころでございましたけれども、一期生ながら環境部会長を務められて、私も政審の会議なんかに同行させていただきました。改めて、貴重な御指導を当時からいただいていることに、心から御礼を申し上げたいといふふうに思つております。

やはり、齋藤大臣のことで、農水省の方、本当に大変だと思いますけれども、ただ、これは本当に意味のある大変さだと思います。

ただ、これは本当に意味のある大変さだと思います。

ただいま、改めて、貴重な御指導を当時からいただいていることに、心から御礼を申し上げたいといふふうに思つております。

やはり、齋藤大臣のことで、農水省の方、本当に大変だと思いますけれども、ただ、これは本当に意味のある大変さだと思います。

ただいま、改めて、貴重な御指導を当時からいただいていることに、心から御礼を申し上げたいといふふうに思つております。

<p>事業者などの実需者の求める品質あるいは価格に對しまして直接的かつ一層きめ細かく対応するという米の生産、販売が促進されるといったメリットが生産サイド、消費サイド双方にとって生ずるというふうに考えておるところでござります。</p> <p>農水省といたしましては、こうした米政策改革の趣旨やメリットにつきまして、実は、動画ですとかパンフも含めまして、各産地などの関係者に對して、あらゆる機会を捉えて説明してきております。引き続き、丁寧な説明をし、これについて御理解を深めてまいりたいと存じます。</p> <p>○細田(健)委員 ありがとうございます。</p> <p>今年度からの米政策といいますと、どうして需要に対応できる産地については非常に大きなメリットがあるということを、ぜひ前向きに広報していただきたいというふうに考えております。</p> <p>さらに、ちょっと米についてお伺いをしたいと思いますが、特に中国に対する日本産の農林水産品の輸出についてお伺いをしたいというふうに思っております。</p> <p>これは今般、李克強中国首相の来日に合わせて、中国に輸出可能な精米工場等々が今回追加指定されるということが発表となりました。これは、政府の方では齋藤大臣を始め政務三役の皆様方、また党の方では二階幹事長が非常に大きな御尽力をいたいたというふうにお伺いをしておりまして、これはまさに政府、党一体で本当にかち取ったという成果であると思ひます。</p> <p>これは、本当に中国本土の米の消費量というのは莫大でございますから、日本と二桁違うというふうにお伺いしておりますけれども、これに突破が徐々に徐々に開いていくということで、私ども、産地を含めて、非常に大きな期待を持つております。</p> <p>ただ一方で、お米についてはそういう措置がと</p>
<p>られたがって、日本であれば福島県産の農林水産物は、例え米の全量調査でありますとか、厳重に調査をされて、本当に安全な、安心なもののみが市場に供給されているわけでございまして、そういう意味で、本当に国内での風評被害の払拭に努められているわけでござりますけれども、この中国の輸入規制というのはもう全く科学的には意味がないというふうに私は思つております。農業が市場に供給されると、その結果として、農業の生産性向上させるために必要なものだと考えておられます。これは、より高品質な農産物を安い価格で供給するということで、生産者のみならず、当然、消費者にとっても大きなメリットがあると思っております。ちなみに、我が新潟県については、北海道に次いで本州で最も多い予算の配分を</p> <p>ひよろしくお願ひいたしたいと思います。</p> <p>○磯崎副大臣 お答えいたします。</p> <p>福島第一原子力発電所事故による諸外国・地域の放射性物質に関する輸入規制に対しては、これまで政府一丸となって撤廃、緩和に向けた取組を進めてきた結果、事故直後、輸入規制が講じられた五十四カ国・地域のうち、これまでに二十七カ国が規制を撤廃したところでござります。</p> <p>他方、中国においては、十都県からの農林水産物及び食品に対する輸入停止措置等の厳しい規制が依然として継続しているところでござります。</p> <p>こうした中、議員外交を含めさまざまな働きかけを行つてきた結果、五月九日、齋藤農林水産大臣と程永華駐日特命全権大使との間で、中国による放射性物質に係る日本産食品の輸入規制の問題について共同専門家グループを立ち上げる覚書を交わしたところでござります。</p> <p>これにより、問題解決に向けた具体的な議論が</p>
<p>され、輸入規制の撤廃、緩和は極めて重要な課題であります。日本産食品等に対する輸入規制の撤廃、緩和は極めて重要な課題であります。</p> <p>○細田(健)委員 ありがとうございます。</p> <p>それでも全力で取り組んでまいりたいと思います。○細田(健)委員 副大臣、ありがとうございます。</p> <p>され、輸入規制の撤廃、緩和は極めて重要な課題であります。日本産の農林水産品については、これはもう皆さんよく御存じのとおり、福島の原発事故を受けて輸入規制が行われております。けれども、本当にほんんど科学的根拠はないというふうに考えております。</p> <p>したがって、日本であれば福島県産の農林水産物は、例え米の全量調査でありますとか、厳重に調査をされて、本当に安全な、安心なもののみが市場に供給されているわけでございまして、そういう意味で、本当に国内での風評被害の払拭に努められているわけでござりますけれども、この中国の輸入規制というのはもう全く科学的には意味がないというふうに私は思つております。農業が市場に供給されると、その結果として、農業の生産性向上させるために必要なものだと考えておられます。これは、より高品質な農産物を安い価格で供給するということで、生産者のみならず、当然、消費者にとっても大きなメリットがあると思っております。ちなみに、我が新潟県については、北海道に次いで本州で最も多い予算の配分を</p> <p>いただいておりまして、また、関係者一同、本当に頑張つて、できるだけ生産性向上あるいは多収益品目へのシフト等々に取り組んでまいりたいと</p> <p>ひよろしくお願ひいたしたいと思います。</p> <p>○磯崎副大臣 お答えいたします。</p> <p>福島第一原子力発電所事故による諸外国・地域の放射性物質に関する輸入規制に対しては、これまで政府一丸となって撤廃、緩和に向けた取組を進めてきた結果、事故直後、輸入規制が講じられた五十四カ国・地域のうち、これまでに二十七カ国が規制を撤廃したところでござります。</p> <p>他方、中国においては、十都県からの農林水産物及び食品に対する輸入停止措置等の厳しい規制が依然として継続しているところでござります。</p> <p>こうした中、議員外交を含めさまざまな働きか</p>
<p>けを行つてきた結果、五月九日、齋藤農林水産大臣と程永華駐日特命全権大使との間で、中国による放射性物質に係る日本産食品の輸入規制の問題について共同専門家グループを立ち上げる覚書を交わしたところでござります。</p> <p>これが、我が党の努力もありまして、予算といふのはだんだんと戻つてまいりました。特に、近時補正予算として本予算を合わせて、自民党が政権を離れる前の予算を上回る措置をしていただいたことは本当に心から敬意を表したいと思つております。ただ一方で、地元は、地元といいますか無くなつたというか、非常に御迷惑をおかけしたという側面があるということは指摘をしておきたいと思います。</p> <p>これが、我が党の努力もありまして、予算といふのはだんだんと戻つてまいりました。特に、近時補正予算として本予算を合わせて、自民党が政権を離れる前の予算を上回る措置をしていただいたことは本当に心から敬意を表したいと思つております。ただ一方で、地元は、地元といいますか無くなつたというか、非常に御迷惑をおかけしたという側面があるということは指摘をしておきたいと思います。</p> <p>○細田(健)委員 ありがとうございます。</p> <p>本当に、齋藤大臣、磯崎副大臣、また野中政務官のもとでよりよい農政が展開されることを期待いたしまして、私の質問を終了させていただきま</p>

○伊東委員長 次に、佐藤英道君。

○佐藤(英)委員 おはようございます。公明党的佐藤英道でございます。土地改良法の一部を改正する法律案について、随時お伺いをしてまいりたいと思います。

私が住んでおります北海道のお米は、現在では、ゆめぴりか、ななつぼし、ふっくりんこの三銘柄が特A品種として有名になるなど、主食用銘柄の主要産地となっておりますけれども、これもひとえに、土地改良事業により、水田の大区画化、かんがい施設や排水施設など生産基盤をしっかりと整備したおかげであると考えております。

土地改良区は、土地改良事業を実施することを目的に設立された公共的な法人でございますけれども、北海道では、現在七十三の土地改良区が存在しております。そのほとんどの土地改良区が、農業水利施設の維持管理を実施しているところであります。このため、農業水利施設をいかに適正に維持管理していくかがやはり大変に重要な課題となっているところであります。

作者となつております。この理由は、北海道においては農地の利用集積が大きく進んできたためと考えられますけれども、北海道では全国に先駆けて土地改良法の目指す耕作者主義が実現されていないかなとも考えているところであります。

その一方で、近年、組合員数は大幅に減少しております。平成二十八年度の組合員数は約二万七千人、この四十年の間で約六六%も減少しているところであります。全国の組合員の減少率が約三〇%であるのと比べると、北海道の減少率は約二倍。今後とも、農地集積の進行により、組合員は更に減少し、いわゆる土地持ち非農家が増加していくのではないかと思います。

このように組合員数が大きく減少する中で、現場からは、今後の農業水利施設の維持管理や土地

改良区の運営に対しても不安を感じているという声を相次いでいただいているのも事実であります。

今回の法改正におきまして、土地改良区の組合員が減少する中、農業水利施設の維持管理や更新を適切に行ついくために、貸借地の組合員ではない所有者又は耕作者を准組合員として加入させることができます。

農水省の資料を見ますと、所有者中心の土地改良区において新しい准組合員制度を導入するといふ印象があるわけでありますけれども、北海道のようによく耕作者を中心の土地改良区においても、農業水利施設を適正に維持管理するために准組合員制度を活用することは、私は極めて重要ではないか

なうと思いますけれども、大臣の御見解をいただきたいと思います。

○齊藤国務大臣 まず、私も北海道に何度もお邪魔をさせていただくことがありますけれども、行くたびに思いますことは、あの広大な大地を、明治以来、私たちの先輩が一生懸命努力されて緑豊かな農地にしてきたといふその努力に常に感銘を受けています。

我が世代もしっかりと引き継いでいかなくちゃいけないと常に思います。

准組合員制度の御質問ですけれども、今後、土地持ち非農家の増加が見込まれます。そういう中で、土地改良施設の維持管理や更新を適切に行っていくため、貸借地における耕作者と所有者の両者が土地改良区の運営に参画できる道を開く、今般の准組合員制度はそういうものであります。

その一方で、近年、組合員数は大幅に減少しております。北海道のようによく耕作者を中心の土地改良区においては、農地の所有者が准組合員となつていたことは、さざななる農地集積の進展により耕作者の減少が見込まれる中で、土地改良区の運営に理解のある農地の所有者が准組合員となつていたことは、やはり全くこれは非効率的でありますし、今回の法改正において、総代の選挙について選舉管理委員会の管理を廃止することは妥当であると考えておりますけれども、総代の選挙に関し選舉管理委員会の管理を廃止した理由について、詳細にお答えいただければと思います。

○佐藤(英)委員 ありがとうございます。

北海道の農業について極めていると御理解

をしていただけていることは、本当にありがたく思います。

また、今回の法改正では、准組合員制度など組合員資格に関する措置に加えて、いわゆる総代会制度など土地改良区の体制の改善に関する措置も講じられているところであります。

北海道では、現在、全七十三の土地改良区のうち、四十の土地改良区において総代会が設置されています。総代会の設置は組合員が二百人超の場合に認められるものであります。先ほども申し上げたように、北海道では組合員数が大きく減少しております。総代会の設置ができなくなり、総代会に移行した土地改良区が八地区も存在します。

このようない中で、今回の法改正において、総代会の設置要件を二百人超から百人超に引き下げるということは、まさに時宜を得たものであります。

また、総代会の構成員である総代の選出に当たっては、現行制度では、選舉管理委員会の管理のもとで選挙を行うこととされておりますけれども、これには、お聞きすると、戦後の自作農を創出するという農政のもとで、地主制の復活を防止し、農村の民主化を図るという目的があるからだとも伺つておりました。

しかしながら、現代において地主制が復活することはありませんし、北海道の総代選挙の実態を申し上げれば、総代選挙を実施している総代会は皆無であります。さらに、選挙は行わないけれども、選挙のための事務手続が発生するだけではなく、選舉管理委員会に対して選挙費用を支払う必要が当然出てくるわけであります。

土地改良区の運営の観点に立てば、私は、やはり全くこれは非効率的でありますし、今回の法改正において、総代の選挙について選舉管理委員会の管理を廃止することは妥当であると考えておりますけれども、総代の選挙に関し選舉管理委員会の管理を廃止した理由について、詳細にお答えいただければと思います。

現行の制度では、総代の定数は組合員数に応じて三十人以上、四十人以上、六十人以上、八十人

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

今先生から御質問を頂戴しました、総代の選挙について選舉管理委員会の管理を廃止することといたした理由などについて御説明をさせていただきます。

先生御指摘のとおりでございますが、土地改良区の総代につきましては、制度発足当時は、その地域の組合員の代表の方々が公正な選挙によつております。総代会の設置は組合員が二百人超の代表として選出されるということが大事だという講じられているところであります。

北海道では、現在、全七十三の土地改良区のうち、四十の土地改良区において総代会が設置されています。総代会の設置は組合員が二百人超の場合に認められるものであります。先ほども申し上げたように、北海道では組合員数が大きく減少しております。総代会の設置ができなくなり、総代会に移行した土地改良区が八地区も存在します。

このようない中で、今回の法改正において、総代会の設置要件を二百人超から百人超に引き下げるということは、まさに時宜を得たものであります。

また、総代会の構成員である総代の選出に当たっては、現行制度では、選挙管理委員会の管理のもとで選挙を行うこととされておりますけれども、これには、お聞きすると、戦後の自作農を創出するという農政のもとで、地主制の復活を防止し、農村の民主化を図るという目的があるからだとも伺つておりました。

しかししながら、現代において地主制が復活することはありませんし、北海道の総代選挙の実態を申し上げれば、総代選挙を実施している総代会は皆無であります。さらに、選挙は行わないけれども、選挙のための事務手續が発生するだけではなく、選舉管理委員会に対して選挙費用を支払う必要があります。

一方で、選舉管理委員会サイドからも、指定都市選挙管理委員会連合会から、土地改良区の総代選挙に関する事務を土地改良区へ移管することができないかといったような要望も出されていました。

したがいまして、今般、私ども、従来の選挙管理委員会の管理のもとでの選挙を廃止いたしまして、土地改良区の役員と同じように、土地改良区の管理のもとで公正に選任していただくという方向で法律改正を行わせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○佐藤(英)委員 次に、総代の定数についてもお伺いしたいと思います。

現行の制度では、総代の定数は組合員数に応じて三十人以上、四十人以上、六十人以上、八十人

法律が制定された昭和二十四年当時、均一規模の自作農が創出されていたために、このよつた定数の決め方は合理的であったと思います。しかし、耕作者である担い手への農地集積の進展に伴つて組合員数は大きく減少しており、近年では総代のなり手が不足しており、現場からは総代定数の見直しを求める声も多く聞かれています。

今回の法改正において、総代の定数を三十人以上で定款で定める定数と見直した理由についてもお伺いしたいと思います。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

現行制度におきましては、総代の定数につきましては、先生今御指摘ございましたように、法制定当時の自作農が経営規模が均一な中で、地域の農業者の代表であるという総代の性格を担保するということから、組合員数に応じて、法律上、三十人、四十人、六十人、八十人以上とそれぞれ定められてきたところでございます。

一方で、近年、高齢化ですか耕作者への農地集積の進展などによりまして、組合員数が減少をしてきているところでございます。そういう中で、組合員の経営規模にも大きな開きが出てきておるところでございまして、現行制度のように、組合員数に応じて段階的に機械的に総代定数の下限を設けるということが、かえつて地域の農業者の意見を代表しているということにならない可能性があるのではないかというふうに考えたところでございます。

したがいまして、総代の定数につきましては、法律上は必要最低限の人数を確保していただいた上で、実際には地域の実情に応じてそれぞれの土地改良区が定めていたぐくという方向に改正をさせていただきたいと考えているところでございまます。

○佐藤(英)委員 また、総代の議決権行使の方法についてお伺いしますけれども、現行制度では書面や代理人による議決を認めませんでした。このために、総代に急用がでたり、また、総代が総代会に出席することができなくなつた場合に

は、総代の意見や、ひいては総代を選出している地域の意見が総代会で披露されることがないとい

うようなこともあつたわけであります。

総代会はもちろん総代が出席することが基本でありますと考えますけれども、総代の方はさまざまある職業の方がなされているという実態を踏まえて

いつた場合、議決権の行使の方法をもう少し弾力的に考えることも私は極めて重要であると考えております。

こうした中で、今回の法改正で、総代の議決方法として書面や代理人による議決を認めることによつたのは妥当な判断であり、現場の方々からも感謝されております。

その一方、書面の議決や代理人による議決を認めることによって、総代会への出席率が低下するのではないかと懸念する向きもありますけれども、この点についてはどのようにお考えなか、お伺いしたいと思います。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

総代といふものは、総代会に出席をしていただいている、地区の組合員の代表として意見を述べてい

ただくということが基本であることに変わりはないわけでござります。

しかしながら、総代の方が病気など予期しない事態、事故が発生をした場合ですか、あるいは土地改良区の合併によりまして事務所が非常に遠方に移転をしてしまつて、なかなか出席をしにく

いといったような場合ですか、あるいは総代の方の経営の大規模化ですか多角化に伴つて業務が非常に増加をして、総代の方自身が参加するのが難しいといったようなことが急遽発生をするといったようなことも考えられたところでございます。

したがいまして、今般、私どもは、総代制を導入しております他の法令、制度の固体における取扱いなども踏まえまして、今般の改正におきま

して、書面の議決、代理人の議決というものを導入させていただくというふうに考えているところでござりますけれども、書面議決、代理人議決を認

めたからといって、直ちに総会への出席率が著しく下がるなどといったような、土地改良区運営に支障が生ずることはないようになりますけれども、総代の定数を組合できちんと実態に合わせて決めさせていただくことも含めて、しっかりと対応させていただかなければなりません。

○佐藤(英)委員 次に、土地改良区の会計制度について伺います。

今回の法改正によりまして、平成三十四事業年度からは、土地改良施設の管理を行つてゐる土地改良区は貸借対照表を作成することになります。

土地改良施設の老朽化が進む中で、施設の更新を行つていく必要があると考えており、貸借対照表の導入は重要であると考えます。

適正に行うためには、きつちりと土地改良施設の資産評価を行つて、将来に向けて計画的な積立てを行つていく必要があると考えております。

しかし、これまで貸借対照表を作成していない土地改良区では、複式簿記に関する知識や経験を積むことが不可欠であり、法施行後直ちに貸借対照表の作成を義務づけるのは適當ではございません。

その意味で、先日の日本農業新聞にも掲載されておりましたけれども、貸借対照表の導入を円滑にするために導入時期に三年間の猶予を設ける云々ということについては、私はやはり妥当であると思っております。

しかし一方で、三年の猶予期間が終わつたら、土地改良区では貸借対照表を作成する必要が生じるということと、国として、三年の猶予期間にはやはりさまざまな支援をする必要もあるのではないかなど思ひますけれども、御見解を伺いたいと思います。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

貸借対照表の作成に当たりましては、土地改良施設の資産評価というものが不可欠になつてしま

るわけでござります。

先ほどもございましたが、その資産評価をきちんとやつていただきたいために、まず國がそのための統一マニュアルを整備させていたいた上で、

国、地方公共団体が造成をいたしました施設につきましては、造成主体である国、地方公共団体の方で資産評価をきちんと行いまして、その現価、結果を土地改良区に提供していくということを考えています。

また、国、地方公共団体におきましては、土地改良事業団体連合会とも連携をいたしまして、それぞれの土地改良区さんがきちんと貸借対照表の作成が行えるように、必要な指導、研修などにつきましてしっかりと支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

その上で、さらに、土地改良区がどうしても単独で取り組むことが困難な場合ということも考えられるわけでござりますけれども、その場合には、今回の法律改正でまだお願いをしておりますけれども、他の土地改良区と共同して土地改良区連合を設立して、そういうところでこの会計事務、貸借対照表の事務をやっていただくといふことを考えられますし、あるいは、各都道府県にございまます県土連に事務委託をしていくといったようなやり方もあるうかと考えておるところでござります。

改良事業団体連合会とも連携をいたしまして、それぞれの土地改良区さんと貸借対照表の結果を土地改良区に提供していくことを考えております。

まず、国、地方公共団体におきましては、土地改良区の会計制度について、その現価、結果を土地改良区に提供していくことを考えております。

また、国、地方公共団体におきましては、土地改良事業団体連合会とも連携をいたしまして、それぞれの土地改良区さんがきちんと貸借対照表の作成が行えるように、必要な指導、研修などにつきましてしっかりと支援をしてまいりたいと考えて

いるところでございます。

その上で、さらに、土地改良区がどうしても単

独で取り組むことが困難な場合ということも考

えられるわけでござりますけれども、その場合には、今回の法律改正でまだお願いをしております

けれども、他の土地改良区と共同して土地改良区連合を設立して、そういうところでこの会計事務、貸借対照表の事務をやっていただくといふことを考えられますし、あるいは、各都道府県にございまます県土連に事務委託をしていくといったよ

うなやり方もあるうかと考えておるところでござります。

改良事業団体連合会とも連携をいたしまして、それぞれの土地改良区さんと貸借対照表の結果を土地改良区に提供していくことを考えております。

まず、国、地方公共団体におきましては、土地改良区の会計制度について、その現価、結果を土地改良区に提供していくことを考えております。

また、国、地方公共団体におきましては、土地改良事業団体連合会とも連携をいたしまして、それぞれの土地改良区さんがきちんと貸借対照表の作成が行えるように、必要な指導、研修などにつきましてしっかりと支援をしてまいりたいと考えて

いるところでございます。

その意味で、先日の日本農業新聞にも掲載され

ておりますけれども、貸借対照表の導入を円滑に

にすることについて、私はやはり妥当であると思っております。

その意味で、先日の日本農業新聞にも掲載され

ておりますけれども、貸借対照表の導入を円滑に

にするために導入時期に三年間の猶予を設ける云々ということについては、私はやはり妥当であると思っております。

しかし一方で、三年の猶予期間が終わつたら、土地改良区では貸借対照表を作成する必要が生じるということと、国として、三年の猶予期間にはやはりさまざまな支援をする必要もあるのではないかなど思ひますけれども、御見解を伺いたいと思います。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

したがいまして、今般、私どもは、総代制を導入しております他の法令、制度の固体における取扱いなども踏まえまして、今般の改正におきましては、書面の議決、代理人の議決というものを導入させていただくというふうに考えているところでござります。

全国を見ますと、複数の土地改良区が一緒に合

同事務所を設立している事例があると聞いておりま

す。こうした場合に、貸借対照表の作成は組合員が行うことになりますけれども、組合員だけでは作成が難しいという状況もあります。

全国を見ますと、複数の土地改良区が一緒に合

同事務所を設立している事例があると聞いておりま

す。これを更に推し進め、共同して会計事務センターを設立し、会計処理を行うことができる制

ではないかと考えます。

その意味で、今回の法改正により、土地改良区連合の業務を拡充し、土地改良区の事務や附帯事業のみを目的とする場合であつたとしても土地改良区連合を設立できるようにしたのは妥当であると考えますけれども、共同して行う事業や附帯事業の内容としてどのようなものを想定しているのか、また、連合の設立の推進に対する支援策についてはどうなお考えなのか、最後にお伺いしたいと思います。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。
御指摘ございました土地改良区連合でございますけれども、この改正によりまして、新たに事務が追加されるわけでございます。具体的には、施設の見回り、監視といったこと、それから、先ほど来御議論になつております貸借対照表等の決算関係書類の作成をすること、あるいは、組合員からの賦課金の徴収などを行うことなどが想定されるわけでござります。

さらには、附帯事業といたしましては、上下流の土地改良区が一緒に行つて小水力発電をやついくですとか、あるいは、近接した土地改良区が一緒に太陽光発電を行うなどといったことが想定されるところでござります。

今後、土地改良区の体制の脆弱化が見込まれます中で、事務の効率化、コスト削減を図るために、土地改良区連合の設立は有効な手段だと考えておりまして、土地改良区連合の設立に係る現場の課題を的確に把握いたしました上で、先生御指摘ございましたように、必要に応じて、予算措置を含めて支援策を検討してまいりたいと考えております。

○佐藤(英)委員 ありがとうございました。
終わります。

○伊東委員長 次に、亀井亜紀子君。

○亀井委員 立憲民主党、亀井亜紀子でございました。

土地改良法の改正案について質問させていただきます。

初めに、大臣に、本法律改正案の背景についてお伺いをいたします。

今回の改正は、TPPに関連して、規制改革推進会議の方から、農地の集積を進めるということ

で提案されたということが聞こえてきておりました。

そこで、一方で、確かに、現場で組合員の減少も見られますし、今回指摘されているような問題も散見される中で、どのような背景でこの改正案に至つたのか、御説明をいただきたく、お願いいたします。

○齊藤国務大臣 土地改良区のあり方につきましては、平成二十八年の農業競争力強化プログラムにおきまして「更に実態を調査すること等を通じて、引き続き、検討していく。」という旨が明記をされておりまして、そういうこともあるのですから、これまで、現場からの御意見を伺うということを重ねてまいりました。

それで、現場の土地改良区の関係者の方々からは、大きく分けて二つなんですが、一つは、組合員資格に関しまして、組合員数が今御指摘ありましたように減少する中で、土地改良区を適正に運営していくためには、組合員ではない所有者にも協力を求めるということが不可欠であるとか、それから、大規模な扱い手の増加が見込まれますので、その中でそれらの意向が反映されるよう理事要件といふものを見直す必要があるとか、地区内の扱い手の水需要の変化に対応した農業用水の配分を行なうべきであるですか、多面的機能支払いの活動組織が土地改良区が管理する施設の周辺まで活動していただけたらありがたいなですとか、そういう御意見を組合員資格に関してはいただいております。

また、土地改良区の体制に関しましても、選管選挙や給付定数など総代会制度を見直すべきであるのですとか、零細な土地改良区の事務統合を進めるべきであるですか、それから、土地改良施設の将来的な更新に備えて、その資産価値を正確に把握するため貸借対照表が必要なのではないかな

どの御意見がやはり多々ございました。

したがいまして、そういう意見を踏まえて、本法の準備の中で、組合員資格に関する措置とともに、准組合員制度の創設及び資格交代手続の円滑化ですか、理事の資格要件の見直しですとか、農業用水の利用の調整方法を定めた利水調整規程の策定ですか、施設管理准組合員による土地改良施設の管理への参加の促進などを講ずることにいたしておりますし、土地改良区の体制に関する措置としても、総代会の設置要件の引下げで

すとか選挙管理委員会選挙の廃止など総代会制度の見直し、土地改良区連合の業務の拡充、あるいは貸借対照表の作成や員外監事の設置など財務会計の適正化を図るということとさせていただいております。

○亀井委員 丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

規制改革推進会議といふと私は慎重になつてしまふんですけど、一方で、今回、現場にいろいろと確認をいたしましたら、かなり現場の要望も入っているようでしたので、背景についてお伺いをいたしました。

次の質問は参考人の方で結構です。
所有者と耕作者が同一か否かというのではなくて、地域によって状況が相当異なるようです。今回質問するに当つて、我が党立憲民主党は北海道の議員が農水委員会は多いんですけども、北海道の方は耕作者と所有者が一致しているので余り実感が湧かないということで、西日本の私がきよは質問をしております。

それで、お伺いいたしますけれども、日本全国で見た場合に、耕作者と所有者が一致しているかどうかというのは、どういう特徴があるんでしようか。また、現在、農地の何割ぐらいが耕作者によつて維持をされているのでしょうか。また、その企業体によるものは何割程度でしょうか。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。
今、土地改良法上の取扱いといたしましては、

貸借地につきましては原則として耕作者が組合員になるということになつておるわけでござりますが、今先生から御指摘ございましたように、地域的にかなり偏在がございます。

北海道、東北、北陸におきましては土地改良法の原則どおり耕作者がなつておられる場合が多いわけござりますけれども、一方で、関東以西、東海、近畿、中四国、九州、こういったところでは所有者の割合が高くなつてゐる実態にござります。

都道府県別に見ますと、特に北海道では貸借地の九五%につきまして耕作者の方が組合員になつておられる一方で、例えば先生の御地元の島根県では逆でございまして、貸借地の九五%について所有者の方が組合員になつておられるといったような実態があるわけでござります。

続きまして、二つ目の御質問でござります。地のうちどのくらいが貸借によって担われているのか、あるいは、そのうち法人経営体の占める割合はいかほどかという御質問でござります。

二〇一五年の農林業センサスの結果によりますと、全国の経営耕地面積に占める借入耕地面積の割合は全国で約三四%になつております。これをそれぞれ北海道と島根について見てみますと、北海道につきましては、経営耕地面積に占める割合は約三〇%になつております。一方、島根県について見ますと、経営耕地面積に占める借入耕地面積の割合は約四三%となつております。

それで、お伺いいたしましたが、日本全国で見た場合に、耕作者と所有者が一致しているかどうかというのは、どういう特徴があるんでしようか。また、現在、農地の何割ぐらいが耕作者によつて維持をされているのでしょうか。また、その企業体によるものは何割程度でしょうか。

○亀井委員 ありがとうございます。かなり勉強になりました。

では、次の質問ですが、事業参加資格者、組合員の交代時に、今回、農業委員会の承認を廃止す

非常に合った真面目な農業者ですけれども、一方で、GAPにはこういうことを求められていないわけですよね、農薬ですとか化学肥料を必ずしも削減しなくともいい。けれども、GAPの実施を義務づける、エコファーマーを直接支払いから外すということについて、やはり余りにも乱暴ではないかと思います。

GAPの取得にエコファーマーが興味がないわけじゃないんですけれども、事務手続が大変で、できないと言つております。ですので、GAPの取得を広めたいのであれば、やはり事務手続についての何らかの補助がないと進まないと思いますし、何かの犠牲の上にGAPの取得が広まるというのではなくこれもおかしいことですので、今回の変更について、私は、中山間地の小規模、中小農業者の切捨てにつながると思つておりますので、この点について、大臣に御答弁をお願いいたします。

○齋藤国務大臣　ます。若干誤解も広がっている
ような気もしますので、少し正確にお話ししたい
と思うんですけれども、環境保全型農業直接支払
交付金につきましては、委員御指摘のよう、平
成三十年度から、本交付金の支援対象者に国際水
準GAPの実施の要件を課したということであり
ますけれども、これはGAP認証の取得を求める
ものではないません。まずその点をはつきりさ
せておく必要があるだろうと思います。

今般、国際水準GAPの実施を要件とした理由
は、本交付金を受けておられます農業者は環境保
全に資する取組を既に実施しているわけであります
ので、GAPの取得と親和性が高いということ
と。この点でいえば、本交付金、今までエコ
ファーマー認定ということであったんですけど
も、現実には、このエコファーマー認定の有無に
かかわらず、特別栽培農産物の生産者などにも実
は交付をされておりまして、既に約半数がエコ
ファーマー以外の方へ交付をしているという現実
もあるわけであります。

いずれにしても、本交付金を受ける農業者はG

APの取組との親和性が高い、それからさらには、GAPの取組を実践することで、環境保全のみならず、食品安全や労働安全など、より持続的な農業経営を実践できるというプラスアルファもある、そういう考え方なんですね。

この要件について、農業者に具体的にお願いをしていることなどいいますのは、農業者が、GAPの知見を有する普及指導員や営農指導員などから研修や指導を受けた上で、GAPの考え方方に沿って経営改善に取り組み、みずから確認をするということでありまして、民間のGAP認証の取得を求めたり、これまでに比べて過度に交付要件のハードルを高めているものではないと私ども考えております。

ただ、現場で混乱が生じないように周知は徹底をしていかなくちゃいけないと思つておりますし、小規模農家にとつても私どもは重要だと思っておりまして、その認証取得推進のためには、農林水産省として、都道府県等に対する指導員、審査員の育成支援ですか、団体認証の推進を私も進めしておりますし、この団体認証の推進による審査コストの削減ですか認証取得費用への支援ですとか、あるいは、優良事例表彰による認証取得の効果の周知ですか、それから、食品製造、小売等のフードチェーン全体でGAPの価値を共有、買ってくれる人にGAPの価値がわからなければ仕方がないので、そういう価値の共有をするための会議の開催などを進めているところでありますし、このGAPの取得そのものは今回の交付条件とは直接関係ありませんけれども、こちらの方も進めていきたいと考えております。

○亀井委員 現場で既に混乱しておりますので、御対応をよろしくお願ひいたします。また、決してエコファーマーがGAPに興味がないわけでは

ないので、手続に対する御支援をよろしくお願ひいたします。

それでは、時間ですので終わらせていただきま
す。ありがとうございます。
○伊東委員長 次に、佐々木隆博君。

○佐々木（隆）委員 おはようございます。立憲民
主党 市民クラブの佐々木隆博でございます。

土地改良法の一部を改正する法律案について、
きょうは、限られた時間でありますから、質問をさ
せていただきたいと思います。

時間がありませんので、皆さん方のところに図
表をお配りさせていただきました。これはいずれ
も農林水産省のデータであります。これでまず最
初にちょっと確認をさせていただきたいなという
ことで、資料を配付させていただいております。

最初に、裏側になりますが、資料の四、土地改
良区の組合員数ですが、昭和四十五年、三番目の
ところですね。何で昭和四十五年かというと、こ
れがちょうど今の減反政策、いわゆる転作が始
まった年でありますので、ある意味でこの辺が
ピークなわけであります。このときの組合員数は
五百七万三千人。そして、現在、平成二十八年、
二〇一六年でありますと三百五十九万二千人で、
約七〇・八%。組合員数、それだけ減少している
ということであります。

その次に、土地改良区の数でありますが、その
上の資料三であります。これは同じ年代のところ
がなかったので、農水省の資料をそのまま使わせ
ていただいておりますが、一九七五年、昭和でい
うと五十年ということになりますが、一萬百八十
六地区、これが平成二十九年でありますと四千五
百八十五、改良区の数でいうと約四五%になつて
おります。

その次に、資料の二でありますが、表側であり
ますけれども、土地持ち非農家数であります。こ
れは昭和六十年からのデータしかありませんでし
たが、総農家数が四百三十七万六千戸に対して土
地持ち非農家が四十四万三千戸、上にありますよ
うに九対一だったわけでありますが、現在は、総

農家数が二百十五万五千戸に対し土地持ち非農家が百四十一万四千戸、要するに六対四になつてゐるというのが上に書かれている。土地持ち非農家が約三・一九倍になつてゐるわけであります。そして、資料の一であります、そのうちの担い手であります、一番上の折れ線グラフにありますように、担い手は五四%であつて、そのうち借入地、要するに借りてつくつておられる方が四九%。半分が担い手で、そのうちの半分がいわゆる借入地で耕作をしている。

これはいすれも農水省のデータですが、このデータについて、これで、今のこの数字で正しいかどうかの認識について、まずお伺いします。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

先生の配付資料でございます、今、先生から三つの資料につきまして御指摘ございました。

一つ目の、土地改良区の組合員数の推移、平成二十八年度で三百五十九万人になつているというようなこと、それから地区数、土地改良区の数でございますけれども、これも四千五百八十五組合になつておるということ。それから、二つ目の資料でございます、農家と土地持ち非農家の割合、九対一が六対四であったということ、そのそれぞれのパックデータの数値。それから、三つの御指摘でございます、農地面積に占める担い手の利用面積の推移でございますけれども、この利用割合が、担い手の利用面積が五四%まで及んでいるといつたようなことにつきましては、先生の御指摘のとおりであると考えております。

○佐々木(隆)委員 この基礎的な数字の上に立つて、全体的な質問をまずさせていただきたいんです。

今回この土地改良の改正案が出されているわけであります、これは、平成十八年から、土地改良制度研究会からというか、平成十八年の年にその研究会で検討を重ねられております。もう十二年も前の話であります。

この検討の報告を見せていただきましたが、事業参加の仕組みとか運営のあり方などが中心の検

討、研究内容であつて、ある意味で現状追認の報告書だたと言わなければならないと思うんですね。先ほど申し上げたように、農家数が減つていいとか担い手の数が減つていいとか、あるいは土地持ち非農家がふえているというようなことで、この現状を追認するような報告だたわけあります。

現状を否定するわけではありませんので、それはそれでいいんですが、現状に合わせざるを得ないということはそのとおりなんですが、今回のこの改正で、あるいはその研究会の報告でも土地改良事業をどうしたいのかということについてはほとんど触れられていないし、今回のこの改正でも、土地改良事業そのものに踏み込んだ改正だとは言えないと思うんですね。要するに、現状、そういうふうに乖離してきていたり、それがそれで必要なんですが、では、土地改良事業はどうするんだ、とりわけ、組合員数が減少している、あるいは担い手の減少、あるいは土地持ち非農家がふえているというような状況の中で、土地改良事業そのものをどうしたいのかということについて、農水省としてはどう考えられているのか、お伺いします。

○磯崎副大臣　お答え申し上げます。

我が國の農村地域は、土地改良区の地区数や組合員数の減少、土地持ち非農家の増加や担い手の農家が利用する土地割合の増加など、農業構造の変化が進んだのは今御指摘いただいたとおりでございます。

そうした中で、担い手へのさらなる農地集積、集約化や高収益作物への転換を加速するための農地整備の必要性が高まっている、また、既に耐用年数を超えた農業水利施設が二割以上あるという老朽化の進行、さらには、農村地域における大規模地震の発生や集中豪雨の増加等の災害リスクの高まりといったような課題を抱えていると思います。

したがいまして、こうしたことに土地改良事業が対応していくために、まず、担い手への農地集積、集約化や農業の高付加価値化を促す農地の大区画化、汎用化等を通じた農業競争力の強化、それから、老朽化した農業水利施設の適時適切な修、更新による長寿命化、そして、安全、安心のための農村地域の防災・減災対策等の施策を推進し、土地改良長期計画が掲げる「豊かで競争力ある農業」や「強くしてやかな農業・農村」の実現を目指していくことが重要であると考えているところでございます。

○佐々木(隆)委員　ある意味、そのとおりだと思いますが、担い手に集約をさせ、高収入の作物をつくる。それと同時に、とりわけ、今、日本の水田の半分近くが転作をしているわけで、そのときに一番問題になるのは汎用性の問題であって、要するに、水はけがどれだけいいか、必要なときには水が確保できるかというようなところ。

そういう意味で土地改良区を進めたいたいといふことではあります、大区画化というのがどんどん進んでいて、私の地元でも、一枚六ヘクタールなんという田んぼがあるんですけれども、六十アーレルじゃありません、六ヘクタールです、向こう端が見えないと、田んぼだから、平らだから見えるだろうと思ったら、見えないんですね、向こう端が。

しかも、それはGPSを使わなければいけないみたいな話になつていて、では、GPSを使つて何が節約されるのか。運転しなくともいいといったって、こつちでコンピューターを運転する人がやはり必要なわけで、運転台に乗るかっこつちでコンピューターをさわるかだけの違いで、結構必要なのですよ。

ただ、この農地の利用には、貸借によるものと

僕が言いたいのは、要するに、大区画化することはないなんですが、どのくらいが適正規模で、どのくらいが効率がよくて、どのくらいがいい高

収入作物がつくれるのかというような研究を、本当は土地改良事業の前にやる必要があるんだと思うんですね。

とにかく大きくすればいいみたいなことになつていいのは、僕はちょっと違うんじゃないかという気がするので、土地改良事業の将来をどうするんですかという話をお聞きしたのは、何のために土地改良区をして、先ほども言われたように、担い手だ、高収入だと言うので、あえて言わせて貰った。

そこで、もう一つ。

近年の農政、私風に言わせていただくと官邸農政が少し顔を出してくるようになつてからですが、中間管理機構とか農業委員会の権限縮小とか、そういう形で農地の流動化を図ろうとしているのではないかというものが、私としては非常に懸念をしております。

先ほど来の論議の中にもありますが、土地改良法というのは、事業参加資格者を耕作者としているわけですね、原則。原則そうしているんですけど、私は、農業というなりわいを通じて地域の振興とかあるいは地球環境とかということに貢献をしていくのが農業そのものだというふうに思つてゐるのですが、土地改良というものは、そういう意味では、できるだけ多くの人が参加をして、村づくりとして土地改良というものをやるべきであつて、同時にまた、農地政策としてどうするんだということの視点が必要だと思うんですね。どうもその視点が少し、先ほどの研究会の報告も、今度の改正でも、そこまでは踏み込んでいない。

れるのか、これは大臣にお伺いをしたいと思います。

○齋藤国務大臣　先ほどの土地改良事業のあり方そのものもそうなんですか、恐らく、北は北海道から南は九州、沖縄まで、かなり地域によつて実情が異なつております。ただ、土地改良

事業を税金を突っ込んでやる以上は、その費用対効果、御指摘のよう、大きくすればいいというだけでもないと思いますので、きちんと費用対効果というものは見ながら進めていかなくてはいけないということは、重要なことだと当然思つております。

また、今の点でありますけれども、借地による農地の流動化、これは、例えば高齢化が進んでいますとか、現実に耕作放棄地があふえるですとか、そういうことで現実に借地による農地の流動化が進む中で、農業経営と農地の所有の分離といふものの流れはなかなか逆転することは難しかろう、そういう現状にあるのではないかということの一一致にござわらずに、農地の利用といふものに最大限着目をした制度への移行が必要だということでおつた制度への再構築ということが行われたのではないかと思います。

ただ、この農地の利用には、貸借によるものと

いう意味ではありませんで、当然のことながら所有による利用というのも含まれているわけがありますので、農林水産省としては、農地の取得に対するもみずから取得して耕作をするというふうに考えていくところでございます。

○佐々木(隆)委員　今、大臣から御答弁いただきました、現実に借地があつておられるということはそのおりだし、私も否定するつもりもありません。北海道でもあつてますから。現実には、投資がなかなかできない、北海道の場合は一つの単位が大きいですから、幾ら地価が安いといつ

いきますけれども、内部監査でござります監事にしつかり監査をしていただいた上で、総会に提出をして、総会で承認をしていただく、その上でこれを公表していくことと、ディスクロージャーを確保していくたゞどうふうに考えておるところでござります。

○佐々木(隆)委員 時間が参りましたので、終わらせていただきます。ありがとうございます。
○伊東委員長 次に、田村貴裕君。

○田村(貴)委員 日本共産党の田村貴昭です。土地改良法の一部改正案について質問をします。

法案では、所有者から耕作者へ資格交代する場合の農業委員会の承認制を廃止して届出制にする

とか、理事の定数の五分の三以上は耕作者たる組合員にするとか、准組合員の創設など、組合員資格にかかる制度改正を盛り込んでいます。

ると思ひますけれども、現場では一体どういう問題が起つてゐるのでしょうか。こうした制度改変をしなければならない具体的な事象について、お聞かせをいただければと思います。

る御議論あつたところでござりますけれども、組合員の高齢化それから農地の利用集積の進展に伴ひまして、二つほどござり且合間につきま

見ていくと、農地の総面積は減少傾向にあるが、それでも土地持ち非農家が増加していくことが見て取れる。なぜなら、土地改良を見込まれるわけでもございませんけれども、土地改良

施設の維持管理、更新になかなかその土地持ち非農家の方は関心を持つていただきにくいというこ

ところで、このまちが置かれると、土地改良放課の結果、持管理にならぬか、将来にわたつて支障が生ずることがあるのでござります。

また、土地改良区の運営につきましても、理事長の大半の方を土地持ち非農家が占められた場合は、土地改良区の業務執行ですか、そういう点で、耕作者、実際に當農されておられます耕作者

の意向が適切に反映されなくなるのではないかと、いうおそれがあるわけでござります。

さらに、農業用水の配分などでも、制度発足当初は均一の自作農が大量に存在したという実態にあつたわけですから、昨今、経営規模の拡大ですとか付作物の多様化などで、耕作者の方の用水需要も大きく変化してきているというような実態変化があるわけでございます。

そういう中で、今般、従来は組合員になつておられない方々についても准組合員として土地改良区の運営に参画をしていただくことが必要ではないかとか、あるいは、現行の理事要件のままであるいは、先ほど申しました水需要の変化に対応した農業用水の配分を行つべきだといったような御意見を頂戴したところでございまして、今般、これらに応えるものといたしまして、准組合員制度の創設をし、理事の資格要件について耕作者要件を課す、あるいは利水調整規程を総会で決めていただくといったようなことを提案させていただいたところでござります。

○田村(貴)委員 耕作者がどういうふうに感じてどういう意見を持つておられるのか、そうしたことまでちょっと述べていただきたいかつたんだけれども。

次の質問です。総会設置要件についてあります。

組合員数二百人超から一百人超に引き下げ、総代会の定数を一律三十人以上と改めることにしていきます。

これまで、組合員千人未満なら総代は三十人以上、千人から五千人は四十人以上、五千人から一万人なら六十人以上、一万人以上なら八十人以上と規定していたのですけれども、このように総代の人員が組合員数に応じて決まって運営されてきたのは、どういう趣旨であったのでしょうか。

○荒川政府参考人 現行制度の総代の定数につきましては、今先生から御紹介がございましたよ

な制度になつておるわけでござりますが、これは、法制定当時、均一規模の自作農の方が多数いらっしゃつしやるという中で、地域の代表である総代の方々をきちんと選んでいくという意味で、組合員數に応じて一定の割り振りを行えばいいのではないかということから、組合員數に応じて三十人、四十人、六十人、八十人以上というふうに定められているというふうに承知をしております。

○田村(貴)委員 組合員數に応じた民主的な運営というのが基本になつてゐるというふうに思うんですけれども、とすれば、大きなところの土地改良区、例えば日本で一番大きなのは香川用水だというふうにお伺いしましたけれども、五万八千人の組合員さんがおられる。こうした大きなところの土地改良区もある中で、総代が三十人といつのは、細かな意見の反映とか民主的な運営に、ある意味支障を來す状況も生まれるのではないかな、そういう懸念についてはいかがお考えでしようか。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、高齢化の進展ですとか農地集積の進展によりまして組合員數が減少してくるという中で、組合員の皆様の経営規模の大小といふものも随分広がりが出てきたところでございまして、組合員數に応じて段階的に総代定数の下限を設けることが、必ずしも法制定當時の趣旨である地域の農業者の意見を代表しているということはどうも言いにくくなつてきているのではないかなど考えております。

このため、今度の改正では、必要最低限の人数は法定をさせていただいた上で、現実には、地域の実態、実情に応じまして、あるいは組合員數に応じてといふこともあるかもしれませんけれども、その土地改良区でお考えいただき、御判断いたいで、その土地改良区の総代の定数というものを定款なりで定めていただくということにしたところでござります。

最終的には、土地改良区が地域の実情、御自分のところの事情を十分踏まえて適切と考える人數

にしていただかうことが大事でございまして、地域の実態に応じて御判断をいたければというふうに考えております。

○田村(貴)委員 財務会計制度の見直しについて、今まで議論、質問はもうたくさん出されてきましたとは思いますけれども、複式簿記の導入は、確かに、会計処理の透明性を高めていくという意味においては必要な面があるというふうに思いますが、お答えいただきたいと思います。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

貸借対照表の作成に当たりまして、まず一番難しい、大事なことは、土地改良施設の資産評価をきちんと行うということだと考えています。

したがいまして、まずは国が資産評価を行ったためのマニュアルというものを整備いたしたいと考えております。その上で、このマニュアルを使いまして、土地改良施設を造成した主体、国営であれば国、県営であれば県などがこの資産評価をきちんと行つて、それを土地改良区に提供するという形で、土地改良区の負担をできるだけ小さくしていくといったいふうに考えておるところがござります。

あわせて、我々国は、地方公共団体とも協力いたしまして、土地改良事業団体連合会などとも連携をいたしまして、土地改良区さん、実際に貸借対照表を作成していたら土地改良区さんの研修など、しっかりと支援を行つていただきたいと思つております。

その上で、さらに、難しいということであれば、先ほど来御紹介をさせていただいております

<p>が、土地改良区連合を設立して、土地改良区連合として体制を整備していくとか、あるいは、各県にございます都道府県土地改良事業団体連合会に事務委託をするといったようなことも可能な性としてはあるうかと思っております。</p> <p>いずれにいたしましても、経過期間の三年間の終了時までにしっかりとバランスシートを作成していただけるよう、万全を期してまいりたいと思っております。</p> <p>○田村(貴)委員 予算措置については今のところは考えておられないというふうに思うんですけども、そこも含めしっかりやつていただきたいと思います。</p> <p>きょうは法案の審議ですけれども、土地改良区については以上で一旦とめさせていただいて、TPPのことについてお伺いしたいと思います。</p> <p>四月十七日に、TPP協定案が衆議院で審議入りました。そのときに、私、本会議質問に立つたわけでありますけれども、河野外務大臣それから茂木担当大臣の答弁について、きょうは改めて質問をしたいというふうに思います。外務省から堀井政務官にお越しいただいております。答弁よろしくお願ひいたします。</p> <p>日米経済対話に関して、河野大臣は、農業分野に関する日米双方が関心を有する分野について対話をを行うと答弁しました。アメリカの関心事項といふのは、一体何なんでしょうか。日本じゅうの農家、農業団体、関係者が今ここに注目をしています。政務官、教えていただけないでしょうか。</p> <p>○堀井(学)大臣政務官 日米経済対話では、貿易・投資のルール、課題に関する共通戦略、経済及び構造政策分野における協力、分野別協力の三つの柱に沿って、有意義かつ建設的な議論を実施しているところであります。</p> <p>昨年十月の第二回会合においては、農業分野において、日米双方の関心事項について建設的な議論ができる、柿パレイシヨで成果を得られているこのうち、日本産柿生果実の輸入解禁について</p>
<p>は、日米両国は、米国政府が平成二十九年九月一日付で規則を改正し、日本産柿生果実の米国への輸出が可能となつたことを確認したところでございます。</p> <p>また、アイダホ州産バレイシヨの輸入再開については、日本両国は、日本国政府が平成二十九年九月十二日付で規則を改正し、アイダホ州産バレイシヨの日本への輸入が可能となつたことを確認したところでございます。</p> <p>○田村(貴)委員 できるだけそういう交渉、会議における情報は開示していただきたいと思うんですけども、わからぬことだらけであります。</p> <p>本会議でも指摘をしましたけれども、アメリカは、TPP復帰に向けた再交渉の可能性をちらつかせながらも、農業分野で一層の対日要求をぶつけているところです。</p> <p>安倍総理は、昨年二月の訪米で、通商問題議論のために日米経済対話をみずから提案しました。これは結局米国との二国間交渉重視の姿勢に迎合しているのではないかと私は質問しましたけれども、河野大臣は、米国の一方的な主張にはかかるべく反論したと胸を張られました。</p> <p>では、具体的に、どんな一方的な主張に対しても、具体的にどういう反論を行つたのでしょうか。答弁をお願いします。</p> <p>○堀井(学)大臣政務官 日米経済対話では、既に二回の会合が開催をされております。農業分野や自動車分野を含む日米双方が関心を有する分野について、相互的な成果を得るべく対話をを行つてきましたところでございます。</p> <p>議論の詳細については、外交上のやりとりであり、その詳細についてはお答えは差し控えたいと思いますが、例えば、冷凍牛肉の関税緊急措置について、いかにかかるべく反論をしてきたところでございました。</p> <p>ついで、麻生副総理からも制度導入の経緯等について説明されるなど、米国側の一方的な主張にはかかるべく反論をしてきたところでございました。</p>
<p>これが、日米両国は、日本が平成二十九年九月一日付で規則を改正し、日本産柿生果実の米国への輸出が可能となつたことを確認したところでございます。</p> <p>また、アイダホ州産バレイシヨの輸入再開については、日本が平成二十九年九月十二日付で規則を改正し、アイダホ州産バレイシヨの日本への輸入が可能となつたことを確認したところでございました。</p> <p>○田村(貴)委員 政務官、冷凍牛肉のほかにはどういう話があつて、どういう反撃をされたんでございました。</p> <p>○堀井(学)大臣政務官、冷凍牛肉のほかにはどういう話があつて、どういう反撃をされたんでございました。</p> <p>○田村(貴)委員 政務官、冷凍牛肉のほかにはどういう話があつて、どういう反撃をされたんでございました。</p> <p>○堀井(学)大臣政務官、冷凍牛肉のほかにはどういう話があつて、どういう反撃をされたんでございました。</p> <p>○伊東委員長 時間が来ておりますので、斎藤大臣、簡潔に御答弁をお願いします。</p> <p>○斎藤国務大臣 通商交渉といいますか、経済交渉一般的の話になると思いますけれども、それでお互いの国が腹の探り合いをしながら交渉する中で、相手がこう言って自分たちがこう言つたといふことを全部公表することについては、むしろ日本が國益を追求する上で好ましい結果をもたらさないという経験もありますし、私は、情報公開は大事だと思いますけれども、一方で、国益をしつかりと交渉の中で追求していくことも大事でありますので、そのバランスのとり方は非常に難しい問題があろうかなと思つておりますが、いずれにいたしましても、交渉においては、その結果についてきちんと皆さんに御評価をいただくといたことで対応していくべき、それが筋じゃないかと。このふうに思つております。</p> <p>○田村(貴)委員 審議の土台の情報は提供していただきたい、そのことを要求して、きょうの質問を終わります。</p> <p>○伊東委員長 次に、青山大人君。</p> <p>○青山(大)委員 國民民主黨の青山大人でございました。</p> <p>私は、農林水産委員会の委員ではないんですねけれども、今回質問の機会を頂戴いたしました。</p> <p>私は、十一年前から茨城の県議会議員をやっていました、ちょうどそのときに、今政務官の上月政務官が茨城県の総務部長として、私が初当選のときから論戦をしていまして、その後副知事にも</p>
<p>同対話が対日要求の実現の場になつているという御指摘には当たりません。</p> <p>以上でございます。</p> <p>○田村(貴)委員 政務官、冷凍牛肉のほかにはどういう話があつて、どういう反撃をされたんでございました。</p> <p>○堀井(学)大臣政務官、冷凍牛肉のほかにはどういう話があつて、どういう反撃をされたんでございました。</p> <p>○伊東委員長 時間が来ておりますので、斎藤大臣、簡潔に御答弁をお願いします。</p> <p>○斎藤国務大臣 通商交渉といいますか、経済交渉一般的の話になると思いますけれども、それでお互いの国が腹の探り合いをしながら交渉する中で、相手がこう言って自分たちがこう言つたといふことを全部公表することについては、むしろ日本が國益を追求する上で好ましい結果をもたらさないという経験もありますし、私は、情報公開は大事だと思いますけれども、一方で、国益をしつかりと交渉の中で追求していくことも大事でありますので、そのバランスのとり方は非常に難しい問題があろうかなと思つておりますが、いずれにいたしましても、交渉においては、その結果についてきちんと皆さんに御評価をいただくといたことで対応していくべき、それが筋じゃないかと。このふうに思つております。</p> <p>○田村(貴)委員 審議の土台の情報は提供していただきたい、そのことを要求して、きょうの質問を終わります。</p> <p>○伊東委員長 次に、青山大人君。</p> <p>○青山(大)委員 國民民主黨の青山大人でございました。</p> <p>私は、農林水産委員会の委員ではないんですねけれども、今回質問の機会を頂戴いたしました。</p> <p>私は、十一年前から茨城の県議会議員をやっていました、ちょうどそのときに、今政務官の上月政務官が茨城県の総務部長として、私が初当選のときから論戦をしていまして、その後副知事にも</p>

なられまして、こうやつてまた、何年ぶりでようか、五、六年ぶりですかね、場所は茨城県議会から衆議院に変わったんですねけれども、上月政務官に質問できることを大変光栄に思つておりますので、きょうは、上月政務官を中心に御答弁の方をお願いいたします。

まず、質問の前にちょっと、これは答弁は結構ですけれども、一点、要望です。

実は私は昨日、茨城県つくば市の国立研究開発法人森林研究・整備機構の方に視察に行ってまいりました。我々野党議員、党派を超えて約十名で行つてまいりまして、大臣も御承知のように、森林総合研究所では、つい先日も、木を原料としてアルコールを開発したとか、これは地元の新聞にも大きく掲載されまして、こういつたまさに最先端の研究がなされていて非常に期待が高いところでございます。

また、そういう中で、つくば市にこういつた研究施設が一堂にできてもう四十年ぐらいたつ中で、やはり施設の老朽化というのが今問題になっています。実際、私も昨日、施設の老朽化、現場を見てまいりました。もちろんこれは農水省で抱えている法人だと思うんですけれども、そもそも、ちょっと過去の委員会の質疑等を拝見しますと、そういった農水省所管の独法の施設整備費、十年ぐらい前までは約五十億円ぐらいあったという中で、本当にここ数年、三十年度は三分の一、もう十五億円ぐらいになつていて、そういうふうにも聞いております。

そういう中で、もちろん、政府の方も優先度の高いものから必要な予算措置をして、計画的な施設の更新を進めているというふうにも聞いていますけれども、やはり東日本大震災以降、震災でやられた施設の方を優先的にとか、あとは耐震化が優先的になつてしまつて、実際、ふだん使つてゐる、例えば排水処理の施設、これは一番基本的なものですね、そういうものが大分、研究所の保全、防災・減災等に果たす役割は一層重要な

ができた当時の、四十年前のものになつていて

いるとか、また、本当に、ふだんの研究で使う部分が壊れていて、なかなかそういういつた部品の調達もできないような、そんな古い施設になつていて、というところでございます。

私も本当に、正直、きのう現場を見て、愕然としましたわけでございまして、これはぜひ、大臣な

り、恐らく上月政務官も副知事や茨城県の総務部長時代に何度も現場に行つたことはあるかもしれませんけれども、改めて現場に行ってもらつて、まさに世界に誇るつくばのそういういた研究施設、森林機構などを見てもらつて、施設の老朽化の現状を捉えて、ぜひ前向きな予算措置をしてほしい。

まずは一点、要望でございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、質問の方に移つてまいります。今回、土地改良法の一部改正について質問しますけれども、これは昨年に引き続いて二年連続の改正というふうに伺つております。ちょうど見ますと、昨年は農地中間管理機構を設立するような感じの法改正だったわけで、そういう中で、昨年四月の二十日に、この衆議院農林水産委員会

改正というふうに伺つております。ちょうど見ますと、昨年は農地中間管理機構を設立するような感じの法改正だったわけで、そういう中で、昨年四月の二十日に、この衆議院農林水産委員会

ものになつてゐる」と。そして、一で、「都道府

県が、農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地を対象とする申請によらない土地改良事業を実施するに当つては、人・農地プランとの調和に十分配慮するとともに、整備された農用地

が確実かつ円滑に扱い手に貸し付けられるよう指導・助言を行うこと。」

恐らく今年度から具体的に農地中間管理機構を使った事業整備が始まると思うんですけど、それで私も地元の土地改良の扱い手の方と話していくますけれども、やはりまだ農地中間管理機構、何かそういう新しい話を聞いたけれども、まだまだどういつたものかわからない、そういうた声も聞いておられます。

そういう声を踏まえまして、まずは、今言った点目の附帯決議につきまして政府としてどのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

〔委員長退席、坂本委員長代理着席〕

○上月大臣政務官 お答え申し上げます。

まず、お答えの前に、御要望ということではありますと、昨年は農地中間管理機構を設立するような感覚の法改正だったわけで、そういう中で、昨年四月の二十日に、この衆議院農林水産委員会

で、昨年の土地改良法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議がなされていまして、当時、私はまだ議員じゃなかつたものでして、その場にいなかつたんですけど、これは、附帯決議をよく読むと、本当に、非常に大切なことを指摘している決議だなと思って、大きく四点ございまして、その附帯決議の中で指摘した四点について、その附帯決議の中で指摘した四点について、

政府の対応をまずはお伺いいたします。

まず一点目が、これは皆さん手元に資料もない

と思いますので、あえてもう一度口頭で申しますけれども、附帯決議の、「最近の農業・農村を取り巻く情勢変化の中での土地改良事業が、良好な

農業条件を備えた農地・農業用水の確保と有効利

用を通じて、農業の生産性の向上、食料自給率

の保全、防災・減災等に果たす役割は一層重要な

はり、都道府県あるいは農地中間管理機構というのを介してまずはお話をしていくということになろうかと思つております。そういう意味では、都

道府県や農地中間管理機構を対象とした説明会、これをしっかりと開催いたしておりまして、事業の推進に関する指導助言、これに努めているところであります。

なお、現場におきましても、私自身もやはり現場でそういうお声を聞いたことがありますので、実際に現場に行きました御説明などをさせていたいだいたこともあります。

そういうふうに、地元との連携というのを意識しながら、しっかりと指導助言に努めてまいりたいと考えております。

〔坂本委員長代理退席、委員長着席〕

○青山(大)委員 ゼビ、政務官、本当にどんどん現場の方に、特に扱い手の方はもちろんどんとたくさんいわゆる耕作の土地改良を引き受けいまして、うちの地元も、例えば、本当に昔

はそれぞれ土地を持つていたけれども、今では一人の方が、その一個の土地改良区の全部の耕作地

を引き受けやってているという農家も、これは結構、今全国でも幾つかあると思うんですよ。

これはちょっと次の二点目にも絡んでくるんですけど、要は、例えば、もともとはAさんの田んぼがあつて、Bさんの田んぼが、Cさんの田

んぼがあつて、それぞれ一応、昔、土地改良をやつたんですけど、要は、例えば、田んぼ、畑が多

少でこぼこがあつたりとか、結局、大きくなつて耕作する中で、このこぼこを直すために、自分たちで土砂をもらつてきて自分で Yunボでやつた

りとか、そういう方たちもいる中で、現場の方としましては、国の方でいろんな制度をやつてくるんだらうけれども、なかなか、どうやつて使つた方がいいかわからない、そういうお困

りの声も聞こえる中で、次の附帯決議二点目なん

です。

この関係につきましては、やはり、人・農地ブ

ランの作成主体であります市町村との連携を図つ

ていくことが大変重要であると思っておりまます。市町村との連携を図るに際しましては、や

これは、「農業者の費用負担を求める土地改

いて透明性を確保しながら、農業者の費用負担を要する従前からの事業との間で不公平感が生ずることのないよう、既存事業における農業者の費用負担の在り方について、農業者の経営状況を勘査しつつ、検討を進め、その実質的な軽減が図られるよう配慮するとともに、農地転用防止措置の厳格な運用を図ること。」とあって、やはりこれは、農地中間管理機構を使えば負担なく何かできそうだが、ただ、そういう手続をするような手間、時間もなかなかなくて、しかもどうやつたらいいのかというのがわからない、そういった声もやはりこれまで実際に耕作者、特にたくさん畑や田んぼを預かってやっている耕作者が、そういうこと今まで気ががらないし、なかなか厳しい、そんな声も聞いております。

農地につきましては、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく産業導入地区等には含めないといつたことなどを国の基本方針で明確にいたしました。そのことによりまして、当該事業を実施した農地の転用を防止する措置を講じたところであります。

こういったことなど、二点目につきましても適切に対処してきたところであります。

○青山(大)委員 ぜひ、一生懸命、昔ながらやっている方たちの農家に対してもしっかりと支援できるような制度の方をお願いいたします。

三点目。「農業者からの申請によらず、農業者の同意を求めずに実施する土地改良事業については、現場の混乱を招かないよう、事前に十分な説明を行うとともに、丁寧な運用に努めること。」これはいいとしまして、その次ですよね。「なお、ため池等の農業用用排水施設の耐震化を目的とした事業については、事業の対象が必要以上に絞ら

○上月大臣政務官 この二点目につけましては、既存事業との間での不公平感が生しないように、実質的な整減への配慮を求めたり、農地転用防止策等の厳格な運用を図つてくれということでござります。

既存事業に関しましても、これまで、促進費や無利子融資といった農家負担の軽減対策をやったわけあります。それに加えまして、この附帯決議での御指摘も受けまして、平成三十年度の予算におきましては、機動的に簡易な整備を行います農地耕作条件改善事業につきまして、農業者の方の費用負担の軽減を図りつつ事業を実施できる仕組みを新たに導入するといった点、それから、相手への農地集積に取り組む地区に対しまして、農家負担の償還利子相当額の六分の五を対象に助成する制度を創設などいたしまして、そういう意味では、既存事業とのバランスも考えて、ここは大変頑張らせていただいたつもりでございます。

○上月大臣政務官 先生から、前段の方はいいと
いうお話をありましたが、先ほど来先生から言わ
れていますように、しっかりとそこは説明をして
いきたいと思っております。

ため池等の耐震化事業につきましては、彈力的
にということであったんですが、まさしく、事業
実施要件をもう変更しないということで、これまで
でと同じように採択できるように、最も弾力的に
というんでしようか、柔軟に取り扱うことといった
としたところであります。

○青山(大)委員 ゼひ、今後も、改修工事をしや
すくできるように、さまざま措置の方をお願いい
たします。

それでは、今回の法改正について一部質問をし
ていきます。

今回、生産現場の実態を踏まえた土地改良区組織の制度の改正というふうに伺っております。当然、戦後間もなく制定された土地改良法について、時代の変化とともにそぐわないところについて、現在の状況に合わせた柔軟な見直しといふことで、私自身もいろいろ御説明ですかを受けた中で賛同できるものではございましょうけれども、土地改良区の今後の組織運営に大きくかかわってくる制度改正であるため、幾つか確認質疑をさせていただきます。

まず、今回の法案概要についても農水省のホームページに掲載されておりますが、現場の皆様か

しております。土地改良区の業務執行体制が若干脆弱化しているという中で、適正な事業運営を確保しながら、先ほど申し上げましたような土地改良施設の維持管理や更新を行っていくか、これが重要でありまして、時代の変化に即していくない現在の体制であるとか制度、そういうものを見直して、より一層、事業運営の効率化や改善を図つていく面があるうかというふうに思つております。

そういう意味で、こういつた課題に対応しますため、本法案では、組合員資格に関する措置、さまざまありますが、その制度や、あるいは土地改良区の体制、運営に関する措置を講ずることとし

ているわけであります。

附帯決議の最後ですけれども、「農業農村整備事業関係予算の配分に当たっては、農地中間管理機構関連の事業だけではなく、防災・減災対策に係る事業をはじめ、農村現場のニーズに応えた事業が確実に実施されるよう十分留意すること。」とあります。これについてはいかがでしょうか。

○上月大臣政務官　まさにこの四点目の附帯決議にありますように、大変災害も多い時代になつておりますし、競争力強化も図つていかなければいけない時代になつております。

もちろん、農地中間管理機構関連事業、新しくつくった事業はしっかりと進めていく必要があると思つておりますけれども、それも含めまして、やはりバランスが大切だと思っております。農業の競争力強化あるいは国土の強靭化、そういうふたことも踏まえまして、バランスのいい配分に努めているところであります。

○青山(大)委員　以上が昨年の土地改良法に対する附帯決議の取組状況でございまして、これから今回の改正案について一部質問をしていきますけれども、ながなが、毎年毎年法案が変わるもので、現場の方できっちりと、担い手含め、都道府県や市町村の行政の方も対応できるよう、いろいろ気をつけて丁寧にやっていくてほしいと思っております。

それでは、今回の法改正について一部質問をします。

○上月大臣政務官 大変高齢化が進んでおるということによりまして、離農も進んでおります。それから、農地の利用集積、もつともつと進展をさせていかなければいけない、進展してきてるんですが、さらに進展を進めないといけない。土地改良区の組合員につきましても、土地持ち非農家の増加が見込まれてきている。そういう中で、将来にわたつて良好な営農環境をいかに確保していくかということが一番重要だというふうに思っております。耕作者の意見を適切に反映しながら、土地改良施設をどうやってきちっと後世代にかけて維持管理、更新を行つていくのか、これが一番重要なことだというふうに思つております。

一方で、組合員数あるいは職員数が減少いたしております。土地改良区の業務執行体制が若干弱化しているという中で、適正な事業運営を確保

しながら、先ほど申し上げましたような土地改良施設の維持管理や更新を行っていくか、これが重要であります。時代の変化に即していくないう現在の体制であるとか制度、そういうふたものを見直して、より一層、事業運営の効率化や改善を図っていく面があるうかといふふうに思つております。

そういう意味で、こういった課題に対応しますため、本法案では、組合員資格に関する措置、さまざまありますが、その制度や、あるいは土地改良区の体制、運営に関する措置を講ずることとし

改めて、「一度申し」といふ言ひ方をも農業の環境の変化は大変厳しく、また大きなものがありますので、次世代に農業基盤、中でも土地改良でありますのでハード面であります、それをしてしつかり引き継いでいくために何をやらなければいけないかということを御提案させていただく。

そして、今讀員から御指摘がありましたがけれども、地元の方々というのは、やはりなかなか法草案の内容というのが直ちにわかりにくいことは確かにあるかと思います。私もそういった御指摘を受けることがありますので、とにかくできる限り丁寧に、できる限り現場を行つて、あるいは県や市町村にきちんと理解をしてもらつて伝えてもらう、そういうこともしっかりとやっていかなければいけないというふうに思つております。

○青山(大)委員 丁寧な御答弁、ありがとうございます。

いきました。
それで、済みません、今の、少し話がそれちやうんですけども、まさに今、時代が変わつていつて、現場に応じた組織の体制を変えるようなものというふうにもよく理解できますけれども、例えば、土地改良によつては、昔、国の補助金をいただいて基盤整備をしたんですけども、うちの地元でこういった事例がありました。

もともと、川から取水する中で、長い送水管を通して水をやっていたんですねけれども、途中、何十年かたって、その送水管の上にいろいろ家とか建物が建ってきてしまって、そういう中で、老朽化して、更新しようとしても、なかなか住んで

例えば、土地改良によつては、昔、国の補助金をいただいて基盤整備をしたんですけども、うちの地元でこういつた事例がありました。もともと、川から取水する中で、長い送水管を通つて水をやつていたんですけども、途中、何十年かたつて、その送水管の上にいろいろ家とか建物が建つてしまつて、そういう中で、老朽化して、更新しようにしても、なかなか住んで

それで、済みません、今の、少し話がそれぢやうんですけれども、まさに今、時代が変わつていつて、現場に応じた組織の体制を変えるようなものというふうにもよく理解できますけれども、

改めであります。一度申し上げておきたいと
農村の環境の変化は大変厳しく、また大きなもの
がありますので、次世代に農業基盤、中でも土地
改良でありますのでハード面でありますが、それ
をしつかり引き継いでいくために何をやら
なければいけないかということを御提案させてい
ただく。

そして、今議員から御指摘がありましたが、それ
も、地元の方々というのは、やはりなかなか法案
の内容というのを直ちにわかりにくいことは確か
にあろうかと思います。私もそういった御指摘を
受けることがありますので、とにかくできる限り
丁寧に、でかける限り現場に行つて、あるいは県や
市町村にきちんと理解をしてもらつて伝えてもら
う、そういうこともしつかりやつていかなければ
いけないというふうに思つております。

○青山(大)委員 丁寧な御答弁、ありがとうございます。

丁寧な御答弁、ありがとうございます。
ごめんなさい、話を戻しますけれども、今回の
改正案ですけれども、非常に内容が多岐にわた
っているなどという印象でございます。果たして、へ
ての改正内容について現場で対応できるのかと申
います。現場として対応できない部分もあるん
じゃないかといった不安も感じます。こういった

いました。
それで、済みません、今の、少し話がそれちやうんですけども、まさに今、時代が変わつていつて、現場に応じた組織の体制を変えるようなものというふうにもよく理解できますけれども、例えば、土地改良によつては、昔、国の補助金をいただいて基盤整備をしたんですけども、うちの地元でこういつた事例がありました。

土地改良区の組合員資格に関する措置について、全てが義務ではないと思われますけれども、各正の内容について、どこまでが義務で、どこまでが任意なのか、明らかにしてほしいなど思います。

改めまして、その各改正内容について、これはもう必ずしなきやいけないものだよ、でも、これはそれぞれの改良区に応じて任意なんですよ、

もともと、川から取水する中で、長い送水管を
通つて水をやつていたんですねけれども、途中、何
十年かたつて、その送水管の上にいろいろ家とか
建物が建ってきてしまつて、そういう中で、老
朽化して、更新しようとしても、なかなか住んで
いたしません。

改めまして、その各改正内容について、これはもう必ずしなきやいけないものだよ、でも、こ^トはそれぞの改良区に応じて任意なんですよ、こういつたものを改めて明確に御説明の方をお願いいたします。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

法技術的な観点でござりますので、私の方から御説明をさせていただきます。

例えば、土地改良によつては、昔、国の補助金をいただいて基盤整備をしたんですけども、うちの地元でこういつた事例がありました。

もともと、川から取水する中で、長い送水管を通つて水をやつしていたんですけれども、途中、何十年かたつて、その送水管の上にいろいろ家とか建物が建つてしまつて、そういう中で、老朽化して、更新しようにも、なかなか住んで

いたしました。
それで、済みません、今の、少し話がそれぢやうんですけれども、まさに今、時代が変わつていつて、現場に応じた組織の体制を変えるようなものというふうにもよく理解できますけれども、土地改良区の組合員資格に関する措置について、全てが義務ではないと思われますけれども、各正の内容について、どこまでが義務で、どこままでが任意なのか、明らかにしてほしいなど思います。

改めであります。一度申し上げておきたいと
農村の環境の変化は大変厳しく、また大きなもの
がありますので、次世代に農業基盤、中でも土地
改良でありますのでハード面でありますが、それ
をしつかり引き継いでいくために何をやら
なければいけないかということを御提案させてい
ただく。

そして、今議員から御指摘がありましたが、それ
も、地元の方々というのは、やはりなかなか法案
の内容というのを直ちにわかりにくいことは確か
にあろうかと思います。私もそういった御指摘を
受けることがありますので、とにかくできる限り
丁寧に、でかける限り現場に行つて、あるいは県や
市町村にきちんと理解をしてもらつて伝えてもら
う、そういうこともしつかりやつていかなければ
いけないというふうに思つております。

○青山(大)委員 丁寧な御答弁、ありがとうございます。

丁寧な御答弁、ありがとうございます。
ごめんなさい、話を戻しますけれども、今回の
改正案ですけれども、非常に内容が多岐にわた
っているなどという印象でございます。果たして、へ
ての改正内容について現場で対応できるのかと申
います。現場として対応できない部分もあるん
じゃないかといった不安も感じます。こういった

例えば、土地改良によつては、昔、国の補助金をいただいて基盤整備をしたんですけども、うちの地元でこういつた事例がありました。もともと、川から取水する中で、長い送水管を通つて水をやつしていたんですけども、途中、何十年かたつて、その送水管の上にいろいろ家とか建物が建つてしまつて、そういう中で、老朽化して、更新しようとしても、なかなか住んで改めまして、その各改正内容について、これはもう必ずしなきゃいけないものだよ、でも、これはそれぞれの改良区に応じて任意なんですよ、そういうものを改めて明確に御説明の方をお願いいたします。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。
法技術的な観点でございますので、私の方から御説明をさせていただきます。

○青山(大)委員 ということは、いわゆる准組合員制度、施設准組合員制度を導入する、しないといふのは、それぞれの土地改良区の事情もあるので、そこは強制ではないですよ、ですから、場合によっては今までも、そのままでうまく回つていればいいんですよというような認識でよろしいでしょうか。

いました。
それで、済みません、今の、少し話がそれぢやうんですけれども、まさに今、時代が変わつて
いつて、現場に応じた組織の体制を変えるような
ものというふうにもよく理解できますけれども、
土地改良区の組合員資格に関する措置について、
全てが義務ではないと思われますけれども、各改
正の内容について、どこまでが義務で、どこまで
が任意なのか、明らかにしてほしいなど思いま
す。

農村の環境の変化は大変厳しく、また大きなものがありますので、次世代に農業基盤、中でも土地改良でありますのでハード面でありますが、それをしつかり引き継いでいくというために何をやらなければいけないかということを御提案させていただく。

そして、今議員から御指摘がありましたが、地元の方々というのは、やはりなかなか法案も、内容といふのが直ちにわかりにくいことは確かにあるかと思います。私もそういった御指摘を受けることがありますので、とにかくできる限り丁寧に、でくる限り現場に行つて、あるいは県や市町村にきちんと理解をしてもらつて伝えてもらう、そういうふうに思つております。

○青山(大)委員 丁寧な御答弁、ありがとうございます。

そういう事例も出ていまして、現場のそういう声がある中で、もちろん制度上は、国の補助金をもらってやつたものなので、なかなかそう簡単にいかなことはわかっていますけれども、現場でそういう要望とかある場合は、ぜひ國の方も柔軟に、そういう状況を見て、もし解散となる場合は適応してほしいなというふうに思つております。そういうことを一点指摘させていただきます。

ごめんなさい、話を戻しますけれども、今回の改正案ですけれども、非常に内容が多岐にわたっているなという印象でござります。果たして、全ての改正内容について現場で対応できるのかと思ひます。現場として対応できない部分もあるんじゃないかといった不安を感じます。こういったこのうち、准組合員制度、それから施設管理准組合員制度につきましては、各土地改良区におかれましては、組合員の状況がさまざまであることに鑑みますと、これを全国一律に導入をするということは、適当ではないというふうに考えまして、地域の営農状況ですか土地改良区の状況を十分に考慮していただきて、各土地改良区で判断していただく必要があるということから、これは任意の制度としておるところでございます。

一方で、理事の資格要件の見直しですとか利水調整規程の策定などにつきましては、土地持ち比率の増加が見込まれる中で、耕作者の意見をより適切に反映させていくということは全ての土地改良区で必要になるというふうに認識しておりますので、全国的に導入をしていただくというふうに考

役なり賦課金がかかるてくる、そういう段階が幾つもございますので、この法律が通ったからといって、何か知らない間に准組合員になつて賦課金や夫役がかかるといったいうようなことはないわけでございます。

そういうような美態、法案のたてつけなどについて、法案の成立後、説明会を開催するなどいたしましてしっかりと御説明をさせていただきたいと思つておりますし、また、土地改良区向には模範款例などを策定しておりますので、その中で、准組合員のところについて混乱のないように模範款例を定めていきたいと思っております。

○青山(大)委員 それでは、次の質問に行きます。会計基準の、複式簿記の会計の導入に関してござります。

平成二十三年に、農林水産省から複式簿記会計の会計基準が通知されました。一昨年、平成二十八年の段階で複式簿記の導入状況がたつたの一年と、非常に低い状況であります。

今回、全国の土地改良区の約五割が専従職員不存在でもございますし、会計の透明性を高めるために複式簿記の導入については必要かもしれません。が、実際、現場では、複式簿記の知識を有する職員はほとんどおらず、理事長を始めとする執行部も事情は同じなのではないでしょうか。見解を伺う法を施行する前に複式簿記導入の受皿をしっかりと構築するなど、複式簿記の導入に向けての支援策が必要であると考えますが、どのように対応していくのか伺います。また、複式簿記の導入にかけて三年の準備期間を確保と言つていますが、仮に三年たつても複式簿記を導入できない場合はどうになつてしまふんでしょうか。見解を伺います。

○上月大臣政務官 貸借対照表の作成に係る規定につきましては、今議員から御指摘がありましたように、現場での取組状況等を踏まえまして、平成二十四事業年度から施行する、三年間の準備期間を持つということにしたわけであります。

まずは、資産評価というのが大変重要であつ

て、これが不可欠であるということでありますので、国が資産評価を行うための統一マニユアルをきちんと整備するということ、それから、国や地方公共団体が造成しました施設につきましては、造成主体がきちんと資産評価を行い、その現価を土地改良区に提供していくことを、当然でありますけれども、しっかりとやること。

それから、国と地方公共団体は、土地改良事業団体連合会と連携をして、貸借対照表の作成に係る指導、研修など必要な支援も行っていきたいたいというふうに考えております。

ただ、議員から御指摘がありましたように、半数程度が専任職員なしということでありますので、なかなか指導、研修だけでもカバーしきれない面もある場合もあるかもしれません。そういう場合には、土地改良区が単独で取り組むことがなかなか難しいかなというふうに考えられましたらば、他の土地改良区と共同して土地改良区連合を設立するであるとか、都道府県の土連に事務委託をする、そういうことによつてきちんと対応していくといふことを考えております。

この制度 자체は、先ほども申し上げましたように、農業、農村の環境が変わる中で、ハードとしての農業基盤をきちんと次世代に引き継いでいく議員から、三年間の移行期間が過ぎても作成できない場合はどうなるのかというお話をありますたが、三年間のうちには、先ほど申し上げましたような連合であるとか事務委託という方式もありますので、そういうことをきちんと対応していくたがって、私の質問を終わりにさせていただきます。

○伊東委員長 次に、大串博志君。
○大串(博)委員 無所属の会の大串です。早速質問に入らせていただきますけれども、まず、加計学園問題に関する、先般、柳瀬元総理秘書官の参考人招致というものがございました。その結果、日にちは定かではありませんが、平成二十七年四月の官邸での会合につきまして、當時の柳瀬秘書官からの求めに応じ、自分も同席したと記憶していることを確認させていただきました。

御質問の一点目でございますが、まず、面談の相手方でございますが、確認をさせていただきましたところ、記憶があるのは、獣医学部の必要性を強く説明された加計学園関係者のみであるとのことでございました。

また、もう一点の面談の内容でございますが、これも直接確認いたしました結果、当時の柳瀬秘書官からの求めに応じ自分も同席したことは記憶

うんですね。中で、本当に一人、二人で皆さんたちの土地を預かって耕作している、正直、そんなに大きくないので収益も上がらないけれども、でも、それをしっかりと守つていく中で、その方たちもいろいろな何か、国とか県とか市で

こういった制度があるんだよとか言つても、なかなかそれを本当に使いたくても使えない、もう目の前でございません。

そういう制度があるんだよとか言つても、なかなか負担だけで本当に困つている、そういうところもあります。先ほど申しましたように、実際、送水管の上に住宅が建つてきて、もう更新できなく

て、苦渋の決断で解散する、そういうところもあるんですね。

もちろん、いいところはしっかりと成長させていきますけれども、正直、そういう大変なところには、まだ新たな、救済措置とまでは言いませんけれども、そういう現場に応えて、柔軟な対応をこれからも政府にはお願いしたいと要望させてもらつて、私の質問を終わりにさせていただきます。

○小川政府参考人 お答え申し上げます。

まず、農林水産省から内閣官房に内閣参事官として出向していた職員が平成二十七年四月二日の会合に同席していたか等につきまして、五月十日、内閣官房から農林水産省で調査するようにとの指示があつたことから、私が、ほか数名とともに、当該出向していた職員に対しまして直接確認を行いました。

その結果、日にちは定かではありませんが、平成二十七年四月の官邸での会合につきまして、當時の柳瀬秘書官からの求めに応じ、自分も同席したと記憶していることを確認させていただきました。

○伊東委員長 次に、大串博志君。

○大串(博)委員 無所属の会の大串です。

早速質問に入らせていただきますけれども、まず、加計学園問題に関する、先般、柳瀬元総理秘書官の参考人招致というものがございました。その結果、日にちは定かではありませんが、

平成二十七年四月の官邸での会合につきまして、當時の柳瀬秘書官からの求めに応じ、自分も同席したと記憶していることを確認させていただきました。

御質問の一点目でございますが、まず、面談の相手方でございますが、確認をさせていただきましたところ、記憶があるのは、獣医学部の必要性を強く説明された加計学園関係者のみであるとのことでございました。

また、もう一点の面談の内容でございますが、これも直接確認いたしました結果、当時の柳瀬秘書官からの求めに応じ自分も同席したことは記憶

だつた方ですかね、が要請を受けてそこにいらっしゃつたというこの答弁をそこでされていました。このことをきちんと確認しておかなければいけないと思うんですね。

このことは、消費・安全局の方においてヒアリング等されていると思いますけれども、この同席された方は、幾つかの点をきちんとお尋ねしますけれども、今治市、加計学園の方と同席していましたことは認識していたのか、したのか。それから、今治市愛媛県もその場に同席しておつて、会つたということを認識しているのか、あるいは思いましたが、どうかを覚えていたのか、覚えているのか。さらには、柳瀬総理秘書官の方から、首相案件、あるいは、秘書官が言うんだつたら総理案件と言ふんでしょうね、総理案件といったような発言があつたか否かを覚えていたのか、覚えていたのか。この点に関してどのような人の記憶であったか、お答えください。

○伊東委員長 次に、大串博志君。

○大串(博)委員 無所属の会の大串です。

早速質問に入らせていただきますけれども、まず、加計学園問題に関する、先般、柳瀬元総理秘書官の参考人招致というものがございました。その結果、日にちは定かではありませんが、

平成二十七年四月の官邸での会合につきまして、當時の柳瀬秘書官からの求めに応じ、自分も同席したと記憶していることを確認させていただきました。

御質問の一点目でございますが、まず、面談の相手方でございますが、確認をさせていただきましたところ、記憶があるのは、獣医学部の必要性を強く説明された加計学園関係者のみであるとのことでございました。

また、もう一点の面談の内容でございますが、これも直接確認いたしました結果、当時の柳瀬秘書官からの求めに応じ自分も同席したことは記憶

○青山(大)委員 昨年のことと二年になつて、大きく土地改良の法律が変わるもので、ごめんなさい、また、土地改良区の法律が変わるもので、ごめんなさい、同じく、その場に同席してもらつたという答弁があつたわけでございます。

昨日の衆議院の予算委員会においてもこの点が問われて、農水大臣の方から、當時、内閣参事官

しておりますが、獣医学部の設置の話であること以外の具体的なやりとりについては記憶に残つてないといったことを確認させていただきました。

以上でござります。

○大串(博)委員 今の答弁によると、相手方で覚えてるのは加計学園の方のみ、今治や愛媛の方々と会つたかは記憶にないからわからない、首相案件、総理案件という発言があつたかといふことに關しては、内容的には獣医学部設置の重要性に関する話だったので、そういうことに關しては覚えていないということだつたんですけれども。

私、この間、この加計学園の問題に關して非常に思うのは、情報が何かマスコミ等々から出てくるたびに、それに合わせたように記憶がよみがえつてくるんですね、皆さん。そう言われば、うかがひましたから、そのときそのときに合わせて記憶がよみがえつてくるんですね。

事前にこの問題の、総理は一点の疊りもないと八田座長が言つてているから自分もそう思つていていますけれども、一点の疊りもないといふと言つたら、一点の疊りもないとみんなが信じられるようだ。きちんと調べをした上で、こういうこととで一点の疊りもありませんよという積極的な説明は何らないんですよ。

例えばこの件に關しても、農水省、これまでいろいろなヒアリングを消費・安全局でやつてしまっていますね。だつて、去年からあんな文書がたくさん出てきていて、その都度調査されています。今回も、首相案件というメモが出てきたから、愛媛県のメモが出てきたから、これも消費・安全局を中心に、当時の担当者及びその後の担当者、いろいろ調査されていますね。

でも、後から後からこうやって報道が出てくるたび、答弁が出てくるたびに、あれ、何か関与が

あるんじゃないのというのが出てきて、それを確

認してみたら、あ、そう言われてみればそうかもしませんねというふうに言う。しかしながら、肝心のところ、すなわち、加計学園以外の今治の皆さんと会つたのかとか、あるいは、首相秘書官、首相案件であるという言葉があつたのかと

おもに思つてますけれども、既にそれは公

なんですよ。

私はこれが問題じやないかと思つていて、だつて、これだけ加計学園問題が問題になつていて、あの四月二日の面会もあれだけ問題になつていて、今まで農水省は一体何を調査していたんですか。すなわち、調べなきやならない、調べろと言われた最小限のところだけ調べて、それ以外の関係者の方々に關しては何ら調べていません。

か。

すなわち、農水省として、悉皆的に、この件に關してこういふ方々がこういふ闘争をされた、面会にも、特に、まあ全て、全部が全部なんて言わないでですよ。例えば、注目されている、コアとなつて、前向きにやつていくことを私はやるべきじゃないかと思うんですね。

二日の会合なんかはそうですよね。そういうこと

と関しては、我が省としてはこういふ経緯でし

たといふことをきちんと悉皆的に調べて、報告し

て、前向きにやつしていくことを私はやるべきじゃないかと思うんですね。

ここは大臣にお尋ねしたいと思うんですね。

総理は一点の疊りもないとおっしゃつて、

○齋藤国務大臣 まず、この四月二日の件も含めて、これまでの情報公開請求、これは昨年四月から六月にかけて行われましたけれども、それに際して、共有ファイルあるいは共有フォルダといつた行政文書について、そういうものが存在するかどうかということを全て確認いたしました。そして、行政文書においてそういうものは含まれていなかつたということは、これは行政文書の悉皆と表させていただいているところであります。

ところが、御案内のように、愛媛県の文書と言われるものが出てきたということでありましたので、行政文書については既に調べているんですけども、それ以外の形で農水省にそういうものがあるかどうかということについては、これはもう

ヒアリングで聞くしかないということでありましたので、当時の担当部局、それからその後そこにいた職員、それから現在いる職員、全てについてその文書の存在について確認をしたというのが先日行わせていただいたことで、そうしましたら、文書そのものは引継ぎのファイルの中に見つかつたということで、それも結果を公表させていただいたところです。

ところが、四月二日と言われているその柳瀬秘書官との面会において、私たちの方から出向していた参事官が出ていたという事実については、私ども、正直それは言われるまで、戻ってきた人が全然違うポストについているものですから、ヒアリングの対象にもなつていなかつたということもありますので、そこは抜けていたのかもしれないまが、今回、同席をしていたということがわかりましたので、その人から話を伺つて、それも公表させていただいたということでありますので、まづは行政文書についてはもう全て調べた上でどういうことが起こつてきたということは御認識いただけだと思います。

○伊東委員長 理事会において協議させていただきます。

○大串(博)委員 一点の疊りもないということであれば、それに沿う行動を政府・与党においては行つてほしいと思います。

さて、土地改良法ですけれども、私、これは非常にある意味第一歩として評価するところもあります。しかし、農業の将来像を考えるに当たつて、これで十分かという思いもあります。

先ほど亀井委員から話もありました、私も西日本です。だから、私のところも相当程度は、所有と耕作者が分離するときには、所有者が土地改良

に、当時参事官として面会に同席した人が今違います。そういうところも含めて、私は、一点の疊りもないというのであれば、悉皆的に、問題となつて注目されているようなところに關しては、一步踏み込んで調べるべきだと思いますよ。

なおかつ、こういう、言った、言わないみたいに、記憶にある、ないみたいな話を解決して、一点の疊りもないということを証明していくために

は、私は、当人にちゃんと来てもらうということだと思います。

なおかつ、こういう、言った、言わないみたいに、記憶にある、ないみたいな話を解決して、一步踏み込んで調べるべきだと思いますよ。

ないうのであれば、悉皆的に、問題となつて注目されているようなどころに關しては、一步踏み込んで調べるべきだと思いますよ。

作者から地代としてもらうというような形になつてゐるケースが多いんですね。

今はそれでうまくいっています。いろいろな話合ひの結果、経緯も含めてうまくいっている。しかし、これから所有者と耕作者が更に違う形になつていくであろう中で、どういう方向でこれを成り立せていくべきかといふところ。

所有者

所有者といつても、もともと農家の方々ですよね、できないから耕作の方にお願いさ

れてゐるんです。おら、農業を今後どうすべきかと悩んでいらっしゃる方は多いですよ。今、土地を持つている、耕作してもらっている、賦課金は自分が負っている、地代はもらつている。しかし、耕作をしていただいている方々もなかなか収益が上がらない、収入が上がらない。よつて、地代もなかなか上げられない。土地改良事業をこれからもう少しやらないかぬけれども、できるのかな、おら、負担できるのかなという将来に対する不安感、めちゃくちゃ多いんですよ。

こういった点から考えて、所有と耕作がだんだん分かれてくる、これは今の流れを見ていってもやはり農地というものが、将来耕作を続けてもらわなければならぬ公な性格を帯びる面がより上がつてくるんじゃないかと私は思うんですね、所有と耕作を分離しても農地として耕作をしてもらうということであれば。

そういうのもあって、最近、例えば相続の登記が行われていない農地に関しては、少々私権が抑えられるということを前提としても集約をしていこうという形にしたわけですよね。そういうふうな方向性を打ち出すのであれば、土地改良事業に関する農家負担の部分、今、個人の財産だということで持つてもらっているけれども、この農家負担を国でより持つていく方向への改正も整合的なものとしてやつしていくべきじゃないかと私は思つてます。

これに関して、大臣に所見を伺いたいと思います。

○齊藤國務大臣

土地改良事業は、扱い手への農

地集積、集約化を促す農地の大区画化、汎用化等を通じて農業の競争力強化につながっていくとい

うことや、農業水利施設の長寿命化対策、農村地とな推進に向けて、農家負担の軽減を図つていくと要な役割を果たす施策でありまして、その安定的です。

土地改良事業の実施に当たりましては、これまで、事業実施による農地集積率に応じた促進費

の交付、これは御案内だと思いますが、あるいは

農家負担金軽減支援対策事業による無利子融資、

こういった施策に取り組んでまいりました。

また、昨年お世話になりましたが、昨年の土地

改良法の改正によりまして、農地中間管理機構が

借り入れる農地につきましては、農家の負担を求

めずに基盤整備を実施できる事業制度等を平成三十

年度予算におきまして創設させていただきまし

た。

これらの取組によりまして、今後とも、事業の

安定的な推進に向けて、農家負担の軽減に取

り組んでまいりたいと考えています。

○大串(博)委員 終わりますけれども、所有と耕

作がいよいよ分離していく中で、私は、であれ

ば、農地の公的性格は高まると思います。であれ

ば、土地を維持していく、農地として守り抜いて

いくためには、国として一歩踏み出した農家負担

のあり方に関する検討が必要だと思いますので、

ぜひお願い申し上げて、質疑を終わります。

○伊東委員長 次に、森夏枝君。

○森(夏)委員 日本維新の会の森夏枝です。

本日も、質問のお時間をいただきまして、あり

がとうございます。

されでは、質疑に入らせていただきます。

今回の土地改良法改正案では、土地改良区のあり方についてさまざま見直しが行われています。

そこで、まず、土地改良区の現状について伺い

ます。土地改良区の数や組合員の数はどのようになつてるのでしょうか、改めてお聞かせください。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

土地改良区の数でござりますけれども、近年、合併などで減少傾向で推移をしておりまして、平成二十八年度末現在で四千五百八十五地区

ということになつております。

また、土地改良区の組合員の数でござりますけ

れども、農業者の高齢化、それから農地集積の進展によりまして、こちらも減少傾向で推移してき

ております。平成二十八年度末現在で約三百五十九万人となつておるところでございます。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

圃場整備の完了や高齢化などにより、土地改良

区の合併も進んできただと思います。農業者の高齢化等により組合員の数も減少傾向ということです

が、農業水利施設の維持管理等は続けていかなければなりませんので、組合員の確保は必要である

と思っております。

提案理由説明では、改正案の提出の背景とし

て、土地改良区の組合員について、土地持ち非農

家の増加が見込まれること等が挙げられておりま

す。

そこで、土地改良区の組合員の構成の現状と、

土地持ち非農家の組合員が増加した場合、土地改

良区の業務運営においてどのような問題が生じる

のでしょうか。また、その問題を解決するために

本改正案でどのように対応していこうとされてい

るのか、お聞かせください。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十九年一月に全国の土地改良区を対象に

いたしまして実施をした調査がござります。この

調査結果によりますれば、土地改良区の組合員の

うち、非農家の割合は約二八%となつておるところでござります。

全国の土地改良区、全部で四千五百ほどあるわけでございますが、この調査に対しまして、まだ回答をしていただいた土地改良区が二千三百

弱でござります。当該土地改良区の総組合員数が約百七十万人いらっしゃる中で、いわゆる非農家の方が四十七万人程度ということで、先ほど申しました約二八%となつておるところでございま

す。

今後、農家の高齢化ですとか農地集積の進展に

よりまして、土地改良区の組合員につきましては、ますます土地持ちの非農家の方がふえていか

れるのではないかというふうに考えております。

土地持ち非農家の方が増加いたしますと、土地改良施設の円滑な維持管理なりあるいは更新と

いつたようなものに、御自分で営農されないわけではありませんので、組合員の確保は必要でな

ございますので、肌感覚で必要性なりをなかなか

か認識していただけないのではないかといった懸念ですとか、それから、毎年毎年の水管管理といつたものについても、御自分の當農がないのですから、耕作者の方が本当に必要とされるような水管管理というものが行われがたくなるのではないか

といったような懸念を認識しております。

それで、今般、法律改正を提案させていただき

まして、耕作者の方にできるだけ資格を交代して

いただくというようなことを円滑に進めるため

に、耕作者に資格交代をした場合に、従来の組合員である所有者の方が准組合員として組合に残つて関与されるような准組合員制度などの取組を提

案いたしましたところでござります。

そこで、今般、法律改正を提案させていただき

まして、耕作者の方にできるだけ資格を交代して

いただくというようなことを円滑に進めるため

に、耕作者に資格交代をした場合に、従来の組合員である所有者の方が准組合員として組合に残つて

て関与されるような准組合員制度などの取組を提

案いたしましたところでござります。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

今回の法改正では、准組合員制度に加えて、施

設管理准組合員制度も創設されると伺いました。

土地改良区の持つ水の安定供給機能等を發揮さ

せるためには、定期的に水路の草刈りや泥上げを行ふ必要があると思います。私の亡き父もお米を

つくつておりましたので、土地改良区の組合員でした。高齢になつてからも、真夏の暑い日に水路

の草刈りや泥上げを行つていた姿を覚えていま

す。

これまで、土地改良施設の草刈り等については土地改良区の組合員が実施してきたと思いますが、組合員数が減少すると、このような草刈り等

を組合員だけで行うことは難しくなると思います。

そこで、新たな組合員資格として施設管理准組合員制度を創設する理由についてお聞かせください。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

農業用水の水源から末端の閘場まで農業用水を安定的に供給するためには、土地改良区において、土地改良施設の維持管理、更新を適正に行つていただく必要があるわけでございます。一方、今先生から御指摘ございましたように、高齢化ですとか規模拡大等によりまして組合員の数が減つていくことが懸念されますので、そなりますと、この土地改良施設の維持管理がうまく行えなくなるのではないかという懸念があるわけでございます。

一方で、土地改良区の地区内には、多面的機能支払い活動団体を始めとして、地域でいろいろな活動をなさつておられる農地周りの維持管理に取り組んでおられる団体が全国各地で見られるところでございまして、これらの地域の活動組織の方々に土地改良区の管理する施設の草刈りや泥上げなどについての御協力をいただけるよう管理准組合員制度というものを創設させていただきたいという提案でございます。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

地域活動の組織として、多面的機能支払いの活動組織を想定しているのも伺いました。私の生まれ故郷の愛媛県でも、多面的機能支払いの活動組織によって地域の農業用施設が保全をされています。

土地改良施設を管理している多面的機能の活動組織は現在どれくらいあるのか、お答えください。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

も、約一万八千の多面的機能支払いの活動組織といふものが存在しておるところでございます。これらの多面的機能支払いの活動組織が、実際に土地改良施設の管理をどのぐらい行つてゐるのかということは把握をしておらないわけでございますけれども、管内に存在している二千五百の土地改良区のうち、約一千九百の土地改良区におかれましては、現在ないし今後、これらの地域住民の協力が維持管理には不可欠であるというふうに認識を持っておられるようでございますので、我々、今回の提案は時宜にかなつたものではないかと考えておるところでございます。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

農家の減少、高齢化が進む中で、土地改良施設を適正に管理していくためには、農家や農地の所有者といった農業関係者だけでなく、多面的機能支払いの活動組織や自治会、PTAなどの地域の組織を巻き込んでいくことがますます重要な役割を果すものと存じます。

そのためには、施設管理准組合員となることで、土地改良区と地域の団体の両者にメリットがないわけ成り立たないと存じます。土地改良区のメリットとしては、土地改良施設の管理に協力を求めることができるということだな仕組みがとれないかということで、今般、施設管理准組合員制度というものを創設させていただきたいたいという提案でございます。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

この多面的機能活動団体、活動組織が土地改良区の施設管理准組合員となれるこによりまして、従来は、土地改良区の管内で水路の泥上げですとかあぜの草刈りなどをやつていただいているわけでございますけれども、必ずしもその行為が土地改良区の仕組みの中で行われるわけではないというところから、活動組織の方から土地改良区に、例えば、農業用水の通水時期ですとか水量などについてお話をさせていただく御提案をさせていただく、そういう仕組みがなかつたところでございます。

現在、全国で約四千六百の土地改良区がありますけれども、このうち約二千五百の土地改良区の管内におきまして、延べでござりますけれど

れば、先生今お話をございましたように、総会に御出席をいただいて、御自分たちの活動がより一層うまく回りますように御意見をいただくといつたことがあります。

あわせて、多面的機能支払交付金に係る事務と

いうのが、活動組織の中では、結構事務手続が大

変だというようなお声もございますので、この准組合員になつていただけますれば、例えば土地改良区の事務局体制を使つていただくといったようなことも、事務負担の軽減上可能ではないかと思つておるところでございます。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

次に、今回の法改正により、理事の五分の三以上の資格要件について、組合員から、耕作者である組合員と改正すると伺つております。

土地改良区の業務運営に当たつては、土地改良区が農業の生産基盤を整備する、土地改良事業を行つ法人ということからすれば、耕作者の意見が反映されるようすべしであると思ひますが、今般、理事の五分の三の要件を見直した理由についてお答えください。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

現行制度では、土地改良区の理事は五人以上とされていますが、地域の活動組織が施設管理准組合員となるメリットを教えてください。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

制度発足当時は、同じぐらいの規模の自作農の方が多数いらっしゃつて、そういう方々が理事になることが想定されておつたわけですから、先ほどお話をございましたように、貸借が進んできてしまつて、土地持ち非農家となつた方が組合員として多く存在する中で、これらの土地持ち非農家の方が五分の三以上を占めるような状況になりますと、土地改良区の業務執行に当たりまして、なかなか耕作者の意見が反映されないというようなことになります。

したがいまして、今般、耕作者の意向がきちんと反映されますよう、理事の五分の三以上を耕作

者である組合員ということにさせていただきたいという提案でございます。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

現場からは、総代制度、特に選挙管理委員会による選挙は見直すべきという声をお聞きしました。ほとんどの土地改良区において無投票で総代選挙が実施されないにもかかわらず、選挙費用を負担するのは無駄であり、土地改良区によつては、選挙費用に二百数十万円かかるようなお話を伺いました。

今回の法改正により、選挙管理委員会による選挙を廃止するというのは妥当であると思いますが、一方で、廃止されることにより、現場に支障が生ずることはないのか、お答えください。

○荒川政府参考人 今、先生から御指摘ございました。選挙管委員会の管理のもとに行われる選挙につきましては、選挙費用の問題ですとか事務手続の負担といったようなことから、何とかならないかというような現場の声もあるわけでござります。一方で、指定都市選挙管委員会連合会側からも、もうそろそろ土地改良区の方でやつていただいていいのではないかといつたような御要請も出てきているという状況でございます。

私ども、今般、こういったことを踏まえまして、土地改良区の役員と同様に、団体自治の中での選任をしていただけるようにという改正案を提案させていただいているわけでございます。

既に、各土地改良区の自治に委ねられておりました役員の選挙の経験もございますし、他法令団体での実績などもございますので、先生御懸念のよ

うな現場に支障が生ずることはないと考えておりますが、法案が通りましたらしっかりフォロー

アップをしてまいりたいと思つております。

○森(夏)委員 ありがとうございます。しっかりと最後の質問に移ります。

今回の土地改良法改正は、土地改良区の組合員

や体制に関する規定を約七十年ぶりに改正するものと伺っております。

土地改良区の業務は、主として国民の共通財産である農業水利施設の管理であります。施設の管理や組織の運営は組合員である農家が行うことが基本であり、地元に密着した組合であると理解をしております。

このようない組織であるがゆえ、法改正に当たつては、現場の声を丁寧に拾い上げていくことが必要だと思います。これまで、農林水産省では全国の土地改良区と意見交換を行つてきていたると思ひ、

○磯崎副大臣 お答えいたします。
ですが、その際、現場からどのような意見があり、どのように法改正に反映をさせているのか、お答えください。

土地改良区のあり方については、土地改良区関係者から、まず、組合員資格に関しましては、組合員数が減少する中で、土地改良区を適正に運営していくためには、組合員ではない所有者にも協力を求めることが不可欠である、大規模な担い手の増加が見込まれる中、その意向が反映されるよう、現行の理事要件を見直す必要がある、地区内の担い手の水需要の変化に対応した農業用水の配分を行うべきである、多面的機能支払いの活動組織が土地改良区が管理する施設の周辺まで活動してほしい。

また、土地改良区の体制に関しましては、選管会選挙や総代定数など総代会制度を見直すべきである、零細な土地改良区の事務統合を進めるべきである、土地改良施設の将来的な更新に備え、その資産価値を正確に把握するため、貸借対照表を整備すべきである等の御意見をいただきました。これらの意見を踏まえまして、本法案では、組合員資格に関する措置として、准組合員制度の創設及び資格交代手続の円滑化、理事の資格要件の見直し、農業用水の利用の調整方法を定めた利水調整規程の策定、施設管理准組合員による土地改良施設の管理への参加の促進を講するとともに、土地改良区の体制に関する措置として、総代会の

設置要件の引下げや選挙管理委員会選挙の廃止など総代会制度の見直し、土地改良区連合の業務の拡充、貸借対照表の作成や員外監事の設置など財務会計の適正化を講じたところでござります。

○森(夏)委員　ありがとうございます。現場の声がしっかりと入った法改正になっていると思います。

時間となりましたので、以上で終わります。ありがとうございました。
○伊東委員長　これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○伊東委員長 これより討論に入りますが、その申出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、土地改良法の一部を改正する法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

に如し 銀木憲和君外六名が立候 憲民主党・市民クラブ、国民民主党・無所属クラブ、公明党、無所属の会、日本共産党及び日本維

新の会の七派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

君。 提出者から趣旨の説明を求める。 龟井豊紀子 ○ 龜井委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文を朗読して趣旨の説明にかえさせていただきます。

土地改良法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

る状況が変化する中で、将来にわたって良好な農業条件を備えた農地・農業用水を確保していくためには、土地改良区の業務運営の適正化を図ることが必要である。

よつて、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

一 土地改良法が事業参加資格者は耕作者とすることを原則としている趣旨を踏まえ、土地改良区の業務運営について、耕作者の意見が適切に反映されるよう、組合員資格別投票

趣旨について周知徹底すること。
二 財務会計制度の見直しに当たつては、複式
簿記会計の円滑な導入が図られるよう、研修
の実施等必要な支援を行うこと。

三 本法施行後五年を目途とした検討に当たつては、耕作者への資格交替の進展状況を踏まえ、地域ごとに土地改良区の適正な業務運営が確保されるよう、組合員資格の在り方の更なる見直しも含め必要な措置を講じること。右決議する。

申し上げます
○伊東委員長
これにて趣旨の説明は終わりまし
た。

採決いたします。

〔賛成者起立〕
○伊東委員長 起立総員。よつて、本法律案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいま議決いたしました附帯決議につきまして、政府から発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣齋藤健君。

き、ありがとうございました。附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○伊東委員長 お諮りいたします。
ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊東委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

第一類第八号

農林水產委員會議錄第十四號 平成三十年五月十五日

平成三十年六月四日印刷

平成三十年六月五日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U